

総務企業委員会会議録

1. 日時 平成20年9月10日(水曜日)
午前9時30分～午後5時24分
2. 場所 委員会室
3. 出席委員 荒山光広委員長 高木法生副委員長
竹岡昌治委員 安富法明委員
南口彰夫委員 田邊諄祐委員
山中佳子委員 三好睦子委員
岡山隆委員 秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之局長 佐伯瑞絵係長
佐々木昭治係長 田畑幸枝企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司市長 林繁美副市長
波佐間敏総務部長 田辺剛総務部次長
羽根秀実総務部財政課長 篠田恵司総務部税務課長
石田淳司総務部収納対策課長 斉藤寛総務部管理課長
兼重勇総合政策部長 佐々木郁夫総合政策部企画政策課長
末岡竜夫総合政策部企画政策課長補佐 古屋勝美総合政策部地域情報課長
坂本文男美東総合支所長 小田村治久秋芳総合支所長
藤澤和昭病院事業局長 白井栄次病院事業部経営管理課長
篠田洋司病院事務部事務長 善久俊和病院事務部事務長
井上孝志病院事務部主幹 矢田部繁範上下水道課長
井上真智子監査事務局長 久保毅会計管理者
金子正治消防長

午前9時30分開会

委員長（荒山光広君） 皆さんおはようございます。只今より総務企業委員会を開会いたします。先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案15件につきまして、審査したいと思いますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。まず、市長さんご報告等ございましたら。

市長（村田弘司君） ございません。

委員長（荒山光広君） 議長さんご報告等ございましたら。

議長（秋山哲朗君） ございません。

委員長（荒山光広君） 議員の皆様、ご報告等ありませんか。それでは、これより審査を始めます。最初に議案第1号平成19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算の認定についてを審査いたします。はい、どうぞ。

委員（竹岡昌治君） それでは、議案の審議に入る前にちょっと委員長にお聞きしたいことがあるんですが、皆さんご承知のように夕張市が財政破綻を起こしまして、財政健全化法が制定されて美祢市においては各課の皆さんが、本当に決算委員会を12月にしてたのをこの9月の委員会で審査するために、相当の努力をされた。当然健全化法の指数もありましたんで、財政課の皆さんもよくぞここまで間に合わせていただいたなあというぐらいしていただきまして、監査も一応一通り終わったわけです。そこで、今回は9月の最終日に一般会計特別会計等が上程されるだろうと、新美祢市、旧美祢市、旧美東町、旧秋芳町とそれの一般会計、特別会計、一部事務組合まで入れると50会計に近いものがあるわけです。今年は9月の最終日に上程されたら、決算特別委員会を作るという予定になっておるようでございまして、先だっても会派の代表者会議の中で、決算委員会を作ろうということが議長の方から提案されました。その中で構成メンバーが正副議長と、議会選出の監査委員は除けた23名でやると、こういうことでした。主旨は議長は議長、副議長を含めて議会の運営に平等でなくちゃならん、そして公平さを確保するためには加わらないというのが適当であろうと、それから監査委員の方もすでに監査で審査をしてるんで、加わらない方がいいだろうということで、23名で作ることになっております。そうしますと、この委員会で企業会計の2会計が旧も入れますとあるわけでしょうが、そうすると私が議会選出の監査委員として、この委員会に加わっていることは不適切じゃないかという気が私はします。したがって、委員

長にお尋ねなんですが、その辺をダメなのかいいのか、どちらも法的根拠を示して、お答えをいただきたいと、以上でございます。

委員長（荒山光広君） 質問ですね、私は勉強不足で法的な根拠につきましてはここで明言は難しいと思いますけども、もしここで今の法的根拠で在席がどうこうということであれば、少し協議をさせていただきたいと思いますけどよろしいでしょうか。それでは、少し暫時休憩したいと思います。

午前9時35分休憩

午前10時04分再開

委員長（荒山光広君） 大変お待たせいたしました。休憩前に続き会議を始めたいと思います。先程、竹岡委員さんよりご質問がありました、本委員会また特別委員会への出席の整合性についてということでありました。この特別委員会への議会選出の監査委員さんの出席につきましては、お手元に配布してありますけども、県下の状況はそういったことになっております。これは、法的な根拠はないわけですけども、各議会で申し合わせ等によって慣例でなっております。美祢市議会の場合、決算特別委員会というのは初めてのことでありまして、そういった美祢市議会の中での監査委員さんの立場というものの申し合わせ事項が実はなかったということございまして、今後監査委員さんの常任委員会また特別委員会への出席等につきましてはの申し合わせ事項を議運なり会派代表者会議なりで協議をしていただくと、そして申し合わせ事項の中にそういったことを付け加えていただくということを議長の方に申し出ておりますので、今後そういった協議をぜひされるようによろしく願いたいと思います。竹岡委員さんそれでよろしいでしょうか。

委員（竹岡昌治君） はい、よろしいです。

委員長（荒山光広君） それでは、これより議案の審査を始めます。

最初に議案第1号平成19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算の認定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、矢田部上下水道課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） それでは、議案第1号平成19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。黒い縁取りの平成19年4月1日から20年3月20日までの決算書をお開き下さい。まず、1ページで

ございますが、収益的収入で、上水道事業収益の決算額でございますが、2億2,957万6,512円でございます。予算額に比べまして203万9,488円の減でございます。続きまして、その下ですけど簡易水道事業収益でございます。決算額が1億2,597万3,930円で、予算額に比べまして693万6,070円の減となっております。上水、簡水を合計した決算額が897万5,558円の減となっております。これは、麻生簡易水道の美祢社会復帰センターの給水収益を多く見込んでいたためでございます。続きまして、2ページをお開き下さい。支出でございます。上水道事業決算額2億4,018万1,370円で不用額が3,006万3,630円でございます。簡易水道の方でございますが、決算額が8,025万5,458円で不用額が550万9,542円でございます。上水、簡水を合計した不用額が3,557万3,172円でございます。続きまして、3ページをお開き下さい。資本的収支でございます。まず収入でございますが、決算額が1億3,231万6,000円で予算額に比べまして850万円の減でございます。その下の企業債ですが、決算額7,420万円で予算額に比べまして840万円の減でございます。続きまして、繰入金でございます。決算額と同額でございます。その下の負担金及び寄付金でございますが、決算額が10万円の減となっております。その下の国庫支出金でございます。これは同額でございます。続きまして4ページをお開き下さい。支出でございますが、資本的支出の決算額が2億1,876万3,633円で、不用額が6,410万8,367円でございます。内訳でございますが、建設改良費が1,020万9,410円、企業債償還金が4,889万8,957円の減でございます。資本的収入額は、資本的支出額に不足する額が8,644万7,633円は過年度分損益勘定留保資金8,184万2,809円及び当年度消費税資本的収支調整額460万4,824円で補てんをいたしました。続きまして、5ページをお開き下さい。損益計算書でございます。まず、左側の右側から上水道営業収益と2の簡易水道営業収益を足しました額にその下の3の上水道営業費用と4の簡易水道営業費用を合計したものを差し引きました、営業損失が2,692万6,857円でございます。続きまして、その下の上水道営業外収益と6の簡易水道営業外収益を足したものに、右上の上水道営業外費用と8の簡易水道営業外費用を差し引いた額5,776万6,155円に先程の営業損失を差し引いた経常利益が3,083万9,298円でございます。これに下の9の特別

損失、35万8,748円を差し引きました当年度純利益が3,048万550円でございます。それに前年度繰越利益剰余金が2,167万431円を加えまして当年度未処分利益剰余金が5,215万981円でございます。これを新市へ引き継ぐものでございます。続きまして、10ページをお開き下さい。主な建設事業の報告でございます。上水道配水設備改良助行地区外6件で1,743万3,150円です。続きまして、11ページをお開き下さい。簡易水道事業では、配水管配水設備改良費於福簡易水道事業区域拡張岡田地区第1工区工事外12件で、1億2,874万4,700円です。上水簡水合わせまして、1億4,617万7,850円でございます。その下のページでございます、業務でございますが、まず上水道の5番の年間給水量でございますが、前年度より8万3,135立米ほど減となりますが、これは市民の皆さんの節水のためと区域内の給水人口の減と思われます。続きまして、その下の簡易水道でございますが、前年度より5の年間給水量でございますが、2万5,757立米の増となっております。これは豊田前の美祢社会復帰促進センターの給水量の増でございます。続きまして、16ページをお開き下さい。企業債でございます。本年度は簡易水道配水施設整備事業に充当するため7,420万円を発行いたしました。その結果期首未償還残高は21億2,308万9,627円であったものが、当年度発行額を加えて当年度償還額6,845万1,043円により期末残高は21億2,883万8,584円となりました。その下の一時借入金でございますが、本年度は借入れをしておりません。以上で平成19年度水道事業の合併前の決算の説明を終わります。

委員長（荒山光広君） 只今、議案第1号19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算の説明がございましたけども、実は本日議案第5号であっております平成19年度美祢市水道事業会計決算認定、これは合併後10日間の決算でございますので、第1号と5号を一括上程をしたいというふうに思います。委員の皆さんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、急遽で申し訳ないんですけど、議案第5号の平成19年度美祢市水道事業会計決算の説明を引き続きお願いしたいと思います。はい、矢田部上下水道課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） それでは、議案第5号平成19年度美祢市水道事

業会計決算の認定についてご説明申し上げます。もう一つの黒い縁取りの平成20年3月21日から平成20年3月31日までの決算書をお開き下さい。9ページをお開き下さい。中ほどなんですけど、収益的収入及び支出でございますが、収入額が91万8,933円に対しまして、支出額が2,157万7,064円で税引後当年度純損失は、2,065万8,131円となり、前年度事業繰越利益剰余金5,215万981円を加えました当年度未処分利益剰余金3,149万2,850円を生じる決算となりました。その下でございますが、資本的収入及び支出でございますが、支出では企業債償還元金4,889万4,810円で収入といたしまして、企業債を270万円となっています。差し引き不足額は4,619万4,810円となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。次にその下の利益剰余金でございますが、当年度における未処分利益剰余金3,149万2,850円の処分(案)につきましては減債積立金490万円を積立て残額2,659万2,850円は翌年度へ繰り越すことといたしました。なお、水道事業につきましては、地方公営企業の理念に徹し、経費の節減と効率的な運営を図り経営の健全化に意を注いで参るつもりでございます。それで、合併前と合併後と一緒に決算概要を付けております。3枚紙で19年度を通した決算のを付けておると思います。

委員長(荒山光広君) 皆さん、資料はありますか、よろしいですか。

上下水道課長(矢田部繁範君) それでは、説明いたします。中ほど上段になるんですけど、19年度合算を出しております。2といたしまして、収益的収入及び支出でございますが、収入が合算で3億4,463万3566円、支出が3億3,481万1,147円となり、当年度の利益といたしまして、982万2,419円が今年度の利益となっております。以上で説明を終わります。

委員長(荒山光広君) 説明が終わりました。両議案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) まず、始めに建設改良費、今回1億最終的に決算額として1億5,000万円程度建設改良費が出ております。市民の皆様の命、安全安心の水を供給するという意味におきまして、ハードの面でこういう形できちっとしていくことは非常に大事なことであって、私はこのように考えているわけですがけれども、いろいろ議員さんはもっとソフトの面でやるべきではないかという意見も

ありますけれども、今後この建設改良コストが企業が今後どの程度1億5,000万程度で、今まで1億程度でなかったかなと思うんですけど、少し上がり傾向にあるんですけども、必要とあれば仕方ないんですけども、今後の推移がどうなるかということですね、それと今回の決算においては、今ありましたけれども、プラスが982万ありました。そういう面で水道事業に関してはまあまあ健全な形で推移しておりますけれども、今まで美祢市の起債を起こしておるんですけども、平成6年美祢市の水道水の硬度がカルシウム分、マグネシウム分が150から160ppmという、高いということで、カルシウムですね、そういう設備を除去する装置を付けたということで、その時には2億4,000万程度発行しております。それ以前の財務省財政融資資金、それから借りた分が昭和の時から52年から、25ページにあるんですけども、平成19年度美祢市水道事業会計決算、25ページに財務省財政融資資金、発行が52年から特に今言ったカルシウム除去する装置を付けた時ぐらいまでに、利率は結構高いわけですね。特にまだまだ平成元年なんかは5%、高いところになると8%付いている。そういうことでまだそれを毎年毎年払ってる、償還が8%分については平成23年3月で一応終わるんですけども、それ以降も平成34年まで34%35%が続くと、そういうことでこのまず未償還残高、これを利率が高いということで美祢市の財政健全化するために、水道事業における留保金、これを早めにこういうところにあてて、償還が出来るものか出来ないものかその辺をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） それでは、委員さんのご質問にお答えいたします。まず第1の建設改良費が例年より多いのではないかというお話なんですけど、今年は継続事業なんですけど、於福の簡易水道の拡張事業にかなりの費用がかかっておるということでございます。それと2点目の企業債の金利の高いものについてのごことでございますけど、合併後の先程の決算書の24ページ、平成20年3月21日から3月31日までの分の決算書の24ページをお開き下さい。24ページの上側なんですけど、昨年度利率の7%以上につきましては、国が繰上償還ということで償還を行っております。それと、今年度の予定なんですけど、利率の6%を超えるものについては、現在の利率による借り換えによる借り換えを考えておりますので、償還がその分少なくなると考えております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 借り換えということでその財源はどこから出るんでしょう。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 財源は水道会計の方から出ます。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 上下水道課の方で気にされて、そういう対応されていると、これ5%、何%以上ですか。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 6%以上、今年度借り換えを考えております。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） それは、どこからどこまであたります。平成何年から何年まで。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） この中の表にあります、24ページと25ページ、26ページまでの6%以上についての償還であります。

委員（岡山 隆君） そういったところにも、しっかりと目を向けていただいておりますということで、より今後4%、5%にもそういったところにも目を向けてより一層健全になっていただけるよう見ていただきたいと思います。

委員長（荒山光広君） その他、質疑ございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） この水道料金の、結局19年度の決算で最終的に秋芳、美東の簡水とも合算させて今後事業を運営せんにゃあいけん。この決算の中で読み取れるのが、今後美祢市の水道事業がさっき岡山委員の発言の中で、健全な運営がなされてきたと、本当に健全な運営っちゅうのは事業として、職員が一生懸命やったかやらんかっちゅう、その話じゃなくて事業として19年度決算を見て今後も含めて健全な運営っちゅうのは住民に負担がかからんっていうこと、それが見通しが立つじゃろうか、課長。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 現在の決算では健全な運営と考えております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 決算をやる時に必ず昨年度の決算を議論をしながら、今後來

年度の予算を検討していくようになるそいね、引き続き現状で住民サービスの低下につながらないし、住民負担につながらないという健全な水道事業が運営が見通しとして立つということじゃね。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今、現在では委員さんの言われたとおりになると考えております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） ここに、監査意見書があるいね、監査意見書の25ページ、課長に監査意見書の感想を、課長に聞くのは酷なんやけど、当然目を通されていると思うんですが、最後の3行目に最後に旧美東町、秋芳町の簡易水道特別会計の統合については、受益者サービスの著しい低下にならないよう慎重に対応していただきたいというような活字として指摘されるような内容はないということなんじゃね、ここの表現は不適切だと。

委員長（荒山光広君） 暫時休憩をここで取りたいと思います。

午前10時34分休憩

.....
午前10時43分再開

委員長（荒山光広君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。先程の答弁、はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 先程、南口委員さんのご質問の中にございました、旧美祢市の単年度という観点から健全な経営ということを申し述べましたが、先程の質問の中で旧美東町、秋芳町、簡易水道を統合した時にはということで、その時には料金の改定を含めたもので検討していきたいと考えております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） ここの最後の行の更に料金改正の検討も早急に取り組まれるよう望むものであるという、監査意見書に沿ってと。この料金改正っていうことですから健全な水道事業をやりながら、市民に喜ばれるということであれば料金引き下げを検討するということで解釈してよろしいですか。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今、旧1市2町で決算をやりますと料金値下げというのはちょっと考えられないと考えております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 料金改正っちゃうのは、健全な水道事業が営まれているから水道料金が高いつて美東町の町民から声いっぱいあるいね、美祢市もあるそいね。下水道料金と合わせて、これを大幅に引き下げたら美祢市なり、水道課長は選挙がないからええけど、選挙のある人はすごい喜ぶと思うよ。大幅に水道料金引き下げということにはならないということなんですね。そうすると、料金改正ということは、恐ろしゅうても口には出来んけど、値上げっていうような話は、水道課長もこの前私に一般質問で、本会議場におっちゃったでしょ。私も一般質問じゃから行きがかり上で言ったけど、今後合併と合わせて市民の行政サービス、住民サービスは低下させないと、ところが一番低下させないことで必要なのは市民の負担も大きくさせないということかなって思ったが、将来的な見通しも含めてどう思われますか。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今の件につきましては、政策的なことなので私の方から言いにくい面もあるかと思えます。

委員（南口彰夫君） 政策的なことじゃから、課長じゃ答えられんと、誰なら答えられるじゃろうか。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 政策的なことでございますので、市長たる私がお答えを申し上げます。先日の一般質問のことにも触れられましたけれども、南口委員の質問にお答えをして、私の方でこの合併によって住民サービスの低下をさせない、事務的な経費部分での職員の理解を得ながら人件費の抑制によってそれに耐えていきたいというふうにお答えを申し上げました。それで、公共料金につきましても無作為の中でそれを安易にいらうことはしないというふうにお答えをしたというふうに私は記憶をしておるんですが、この水道につきましてはご承知のように旧美祢市の分については地方公営企業、企業体です。それから、旧美祢市の簡易水道事業についてもこの企業体としてと、地方公営企業で経営をしておる。旧美東、秋芳の簡易水道については、単なる特別会計で処理をしておる、これからはこれは一つの企業とし

て考える必要はございますので、将来的な展望を考えた上でどうすればいいかということになると思います。一番大切なことは、水を供給を市民の方にしてさしあげるとというのがライフラインでございますから、これを間断なく昼夜を問わず責任をもって続けるという大きな行政としての責務がございます。これなくしては、やはり住民サービスの低下は招かないということを行うわけにはいきません。ですから第一に安心安全な水を新しい美祢市全域に供給をしていくという大命題の基に考えた場合、水道料金については先程岡山委員の方からもご質問ございました大きな工事もしなくちゃいけません、事業もしなくちゃいけません。いろんなことも含めて考えていく必要がございます。それと旧美祢市におきましては5ヶ年に1度水道料金については、それから以降の経営を考えた時にどうすればいいかということで、旧市民の方々の理解を得ながら料金改定を行ってきたという現実がございます。今回も旧美祢市の例で言えば、平成15年に料金改定を行っております。その流れで言えば、本来で言えば平成20年度、本年度ですが、水道料金を改定する年にあたっておったわけでございますけれども、こういうふうな合併という大きな節目を迎えておりますので本年度はいらっておりません。今後先程私が申し上げた命の水を皆さんに供給して差し上げるという大きな命題のもとに必要であれば料金改定についてはしていく必要があるかなというふうにも考えております。よろしいでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） そうすると、先の本会議場で私の一般質問に対して答えた市民の税の負担ならびに公共料金の引き上げはしないという答弁であったが、それは今の話からすると、答弁を訂正するということなんですか、それとも答弁は一貫しちよるということになるんですか。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今の冒頭に申し上げたとおり、行政として無作為に己の行政努力もせずに公共料金を上げるという方法を取ることにはしないということを一般質問で申し上げたつもりでございます。今の水道につきましては、今のご説明の通りでございます。ですから、安易な形で水道料金の値上げということはするつもりはございません。これから、市民の方の安心安全なライフラインを確保していくという立場で、将来的にはそういうこともあり得るということは今申し上げた、

ですから、私の思いは一貫をしております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 先の一般質問の他の議員の中からも旧秋芳町の秋吉の水道の水質の問題を改善してほしいとか、それから当然今年は大きく出なかったと思うんですが、美祢地域にしる美東地域にしる、水量の問題、当然水質水量を安全に供給するのはこれは地方自治体としての本来の責務なんですね。それをしていくために必要であれば水道料金の改定、引き下げじゃああうて引き上げだということも含めてあり得るということで、発言を訂正されるのかどうなのか、一般質問の本会議場での発言等、それから今の発言は訂正されるのではなく解釈上の問題だということになるんじゃないだろうか、その辺をもう一回答えて。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 何度も申し上げますけれども、私の基本的なスタンスは微塵も変わっておりません。行政の無作為のもとに公共料金をいらうということはありません。これは全く変わっておりません。なおかつライフラインは保たなくちゃいけない、その上でこの水道料金については改定をする可能性があるということですよ。それと、一点ここでPRさせていただきたい。美祢市の水道水、新美祢市の水道水、硬度が高いというふうなご質問をいろいろあります。確かに硬度は高いですが、我々が思っている水というのはいずれも湧水です、湧き水です。これは全国に誇りうる水道水と私は思っております。この地域はかつてサンゴ礁の浅瀬になった隆起で出来たというところに起因してます。ですからミネラル水ということはよく使われます。美祢市の水はサンゴ礁を通過して出てきたミネラル水でもあるわけです。ですからその反面硬度が高いですけども、非常に優秀な水であるということもお話を申し上げたいと思います。全国からすればほとんどのところが、川の水を沈殿をさせて浄化をして飲んでおられるのが水道水、特に上水道はそうです。美祢市の上水道もこれは湧水、非常に優秀な水であるということ。それから旧美東、秋芳も湧水を使っているということで、新美祢市の全域についての水道水は非常に素晴らしい水であるということをご便を借りて申し訳ないですが話させていただきました。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） それなら、しつこく市長の答弁にこだわってもこれ以上議論

が進まないで、水道事業の長期的な見通しを持った事業計画というのをきっちりある程度策定をしながら議会に報告をしてもらえますか。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 6月議会で委員長にこの総務企業委員会の中で水道事業のことについて出たんですよ、今市長の答弁にあったように以前は3年毎に見直しをしてきたんですよ。どっかでちょっと長く見直さなくて、ドンと上げたりしたこともあるんで、最終的には今度は5年毎に見直そうということできて、合併があったんで今年は何もいじらなかつた。そうすると6月議会で申し上げたのは今、南口委員は執行部に中長期計画を出せとおっしゃたんですが、私は委員長に申し入れたのは12月議会から勉強会をこのことにして、この常任委員会も勉強会をしようじゃないかというのは、やはり今の5年毎に見直すということが、適切かどうかということも一つ、それから美東、秋芳地区の水道を統合した時どうなるかっていう中長期の計画を含めて、そのことを委員長に執行部に検討する資料は作っていただきたい。こちらで勉強会をしたいと、こういうことを申し上げたんですが、その後どうなんですか、今南口委員は出せっておっしゃったんですが。

委員長（荒山光広君） 6月議会で勉強会の要請がございまして、その後担当課と協議をいたしまして、この9月議会の決算の認定後に12月議会までに勉強会を開こうということで、只今言われましたような資料の作成を今執行部の方に求めておるところです。よろしいですか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 資料の作成を求めちよる、市長はとにかく安易な料金値上げはしないって言いよるわけやから、私が言よるのは料金値上げをせんにゃあいけんような裏づけのための資料を出せって言ってるんじゃない。料金を値上げをせんでも済むような中長期的な計画があるなら出してくれって、あるかないかをまず答えてほしいぞ。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 今、言われました件につきましては、只今検討中でございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか、その他質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今、水道料金等のお話がずっと出てますけど、ちょっと私視点を変えて、新美祢市になって今まで旧美祢市においては、水道水の品質向上、硬度削減のために希硫酸、そしてカルシウムペレットとそして次亜鉛酸ソーダですかね、そういう形で苛性ソーダも使っていると思いますけれども、そういういろんな薬品に関して随意契約なのか、それとも競争入札なのか、その辺も知りたいということと、あとこの新美祢市になってから特に美祢市と旧美東、秋芳町のソーダとか使っていないと思いますけれども、ろ過方式でやってあと消毒で次亜鉛酸ソーダを使っていると思いますけれども、その薬品に関しては美祢市が一括納入したものを入れているのか、それとも旧秋芳、美東でそういった次亜鉛酸ソーダを随意契約、それとも競争入札か分かんないですけれども旧態然のままその辺の物品の購入をしているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいなと。そういったところでしっかりとコスト削減を図って行って少しでも今、監査結果から見たらなかなか簡易水道上水の収益が結構減少している実態があって、水道水を下げるわけにもいかに上げるわけにもいかに、なかなか難しいところが本当にあるなと思います。そういうことでしっかりといろいろとコスト削減はされてると思いますけれども、小さいかも分からんけれどもそういったところをしっかりとコスト削減の件についても前置きしたことに関してどうなんかということをお尋ねいたしたい。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） それでは委員さんの旧美祢市の浄水場での硬度軽減の苛性ソーダ希硫酸と上水道と簡易水道に塩素消毒をします次亜鉛酸酸については、前年度の3月に数社にて入札を行い価格を決定しております。旧美東町、秋芳町の簡易水道でございますが、各々旧の団体で次亜鉛酸ソーダその他については、見積もりを数社取りまして最低価格のところと契約をしております。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） そういう次亜鉛酸については、消毒液に関しては、美祢市で一括入札、競争入札した方がコスト削減につながるのであれば、そのようにしていただきたい、そうでなければ旧態然でもいいんでしょうけど、いずれにしてもちょっとその辺は今後新美祢市ということでそういった薬品に関しては、統一されるんかどうかその辺をお聞きしたい。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 先程の件でございますけど、地理的に美東、秋芳離れておりますので、一括購入をした場合に運搬とかありますので、各々で契約した方がよいかと考えております。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 精査して、それで一括業者でそれを秋芳、美東、美祢に持ってくる方がコスト削減になるのかどうかその辺は精査されて判断されて少しでもコストが下がる方向で判断していただければいいかなと思っております。それとあと要望ですけれども、監査結果、最終的な収益として新美祢市で900万円程度は利益は上がっておりますけれども、あと水道料金今後どうなるか推移を見たいんですけれども、しっかり見ていかなくちゃならない、そういう中であって美祢市は皆様ご存知のように高齢化が非常に進んでおります。水道料金、水道使用料も独居老人であれば使う率は非常に少ないわけですね、それで旧美祢市では10m³で確か1,000円ちょっとですかね、それと美東、秋芳、特に美東は8立米で1,000円ぐらいだったと思います。その辺を使用料によって若干基本料金の値段が違いますので、どうか基本料金全部8トンとか10トンじゃなくて、その辺まず10トンにちゃんと基本使用料を設定されて、1,050円というところもありますけれども、本当に厳しい世帯もありますので、どうか10トンで基本料金は1,000円で、そのようにすれば値下げにそういったところの部分はつながると思いますけれども、その辺もしっかり考慮して、あとはどう調整していくかということは今後の課題になると思いますけれども、本当に生活が厳しい方に対しての配慮と言いますか、その辺をどうかしっかりと定めていただければいいかなと、これはちょっと要望だけです。よろしくお願いします。

委員長（荒山光広君） 意見、要望等につきましては、後程また時間を取りますけど、本案に対する質疑は他にございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） まず、決算書の10ページで20日までの分ですが、建設工事の概要というのが出てます。工事費、工事内容、業者名ずっと出てくるわけなんですけど、決算ということもあるんですが、これの落札率等と一緒に記載をしてもらえないだろうか。次に意見書の方なんですけど、似たようなことになるんですが、有収率っていうのが、配水量と給水量の差が出てきます。80ぐらいの数字が出てくるんですが、16ページあたりに意見書で出てきます。利用状況ですね、この10

0に届かないって言いますか、この比率の差は漏水として見ていいのかどうか、もし仮に漏水とするなら、旧秋芳町は合併の前に一応本管については全部改善をされておるわけなんですけど、古い所では石綿管とかたくさんあって漏水率が50ぐらいありました。そういうふうな今から改良しなきゃいけないものが、美東なり旧美祢市なりどのぐらいあるのかないのか、ここまでお伺いいたします。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 1点目でございますけど、落札率は今手元に資料がありませんので、次回ということによろしゅうございますか。それと2点目の漏水の件でございますけど、美祢市もまだ石綿管や古いビニール管多大にあります。それで年間漏水調査等の予算を組みまして、漏水量の多い地区について重点的に調査を行い修理改修を行っている状況でございます。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） ですから、有収率っていうのが出てます。この80とかだったら20%ぐらいは漏水してるっていうことなんですね、これでいいんですね。今後も建設改良費等がかなり出るっちゃうことなんですよ、そういうことですね。ですから、基本的にどれぐらいなボリュームっていうか地域的っていうこともあるでしょうけれども、必要になってくるのか、今後の建設資金に関わることだろうというふうに思うんですが、分かるようにしていただきたいというふうに思います、出来てるんですか。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 石綿管については、計画的なものは出来ておりますけど、他のビニール管等につきましては施設計画の計画は出来ておりません。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） どのぐらいの改良が必要でどれぐらいの財源が必要だっていうことを、先程からいろいろ単価的なものも出て、上げるか上げないかっていうようなことが当然議題になってくるわけなんですけども、こうだからこうですよっていうふうな話にならないと上げるのか下げるのか、あるいはこのままいくのかっていう話になりません。ですから、例えば一般質問でも出ました先程も出ておりましたけれども、硬度が高いから何か装置を付けるよって言うことでこれだけお金がい

るから、これは水道料金にもある程度見て転化せざるを得ませんとかいうふうな話でないと、だから全体が見えるようにしていただけないと十分な議論にならないというふうに思います。そういうことで今が出来てないんであれば至急そういうふうなことを示していただきたいというのがあります。お願いをしておきます。それからあと、決算意見書の14ページなんですけど、あとも出てくるんですけど、この中で未収金の明細が示されております。これで19年度分は時間的なズレがあるから別としまして、18年度は極端に増えてます。全体として増加の傾向にあります。これはあと最終日に一般会計等が出てくればまた傾向等も分かると思うんですけど、だいたいこういうふうなだんだん減るっていうことじゃなしに、だんだん増えていくっていうふうなことに傾向があるんだらうというふうに思うわけなんですけど、特に18年度は数字が倍ぐらいに件数でなってます。このことについて説明をしていただきたいというのと、あと1点これは収納係が新しく設けられております。この収納係に水道、あと住宅なんかの家賃、下水なんかもあると思うんですけど、おそらく未収金、滞納ですか、この部分がかなり件数が増えてくるんですけど、ほとんど重なってきてるんじゃないかって思うんですね。ですから税が滞納であると、例えば住宅に入っておられる方は家賃でありますとか、利用料でありますとか、使用料でありますとか、下水とか水道とか、同じようなところで皆滞納が出てくるっていうふうな傾向がずっと普通はあると思うんです。この辺を収納係等でどう仕分けをして、水道は別なのかもしれませんけれども、対策を講じられるかお伺いをします。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 先程の委員さんの1点目の質問でございますが18年度が多いということなんですけど、滞納者の方々はかなり2年3年長期に亘って滞納されて、支払契約書等でお金を貰っているんですけど、貰った金額を年数の少ない滞納のその年度です。もし13年度やったら13年度の分から落としていくのをやっております。それで、そういう方が多数いらっしゃいますので13年14年15年分から落としていくということで18年度が多くなっていると思われまます。それと収納対策でございますが、収納対策も年何回か市全体で会議を持ちまして調整を取って連絡を取ってやっておる次第でございます。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） ですから、年の古い順って言いますか、これは時効の関係だろうと思うんですが、普通そういうふうになるかと思えます。ですから、年が若いって言いますか、近い方が後になるから件数が多いと、そういう説明だったと捉えていいわけですね、それもまた一緒にお答え下さい。ついでに、先程岡山委員さんの話に出て来ました借り換えの件なんですが、これは質疑でもちょっとお話って言いますか、意見を言わせてもらったんですが、24ページから決算書の3月31日までの分の、先程出ました24ページからなんですが、今年度は6%以上を借り替えると、これの6%を見ますとあまりないんですね、対象が。極力金利の高いものは今の金利ですと、これ見ますとだいたい2%ぐらいで推移してますからかなりの自治体とすれば効果が出るということが単純に言えます。4%台、5%に近い部分がかなりあります。これぐらいまでをお願いして借り替えていくというふうに、ここにもありますように政府系資金とあと金融公庫があります。おそらく金融公庫あたりはそう簡単には借り替えるっていうふうなあれには乗らないんじゃないかというふうには思うんですが、この辺をどういうふうに捉えておられるのか、あるいはただ国が言うから借り替えてもいいよって言われるから借り替えるってのが一つ、これは今現状じゃないかと思うんですが、政府系の資金あたりは特に借り替えさせて下さいって言わないと私はいけないと思うんですね、現状今金利が上がって行ってこれに近づいていくという状況はほとんどないと見ていいと思います。だからそういう状況の中では特に、あと後償還金期間が長いたくさん残ってる分は特に金利の高い部分、特にそういう働きかけをやはり市町村からしていかないとおそらくそう簡単にいいですよっていう話にはならないと思うんですが、こういうふうな状況に対してどういうふうに市長会なり、議長会もあるんかもしれませんが、あるのかないのか動きが、ぜひそういうことをしていただきたい、大きな効果が出ます。この辺についてのお考えをお伺いしたい。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 企業債の償還でございますけど、今年は6%を超えるものについての借り換えでございます、予定として来年度は5%を超えるものについて借り換えを予定をしております。その他3%、4%のものでございますが、もし市の方で返すということになれば他に違約金みたいなものがかかるんではなかろうかっちゅうことでやらないっていうことでございます。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 高木委員がだいぶ調べてきて、やろうかやるまいかちゅうて言うのがあるんですが、一つだけお聞きをしておきますが、その辺もさっきの話と同じになりますよね、違約金がかかるんじゃないかって、どこまでなら出来るんかとかって言うことが示されてここで議論をされないと、どこまでなら借り替えた方がいいですよ、借り換えられるのかどうなのか政府系の資金だったら出来ますよって公庫だったら出来ませんよとかいろいろあるじゃないですか。そういうことが先程の岡山委員の質問の中にも言えるんですが、出てこない議論になかなかならないっていうか結論が出ないですよ。ですから分かりましたってなかなか今質疑をしてても分かりましたって言えないですよ、あとで教えて下さいとか、あとでとかっていう話に続きます。やはりそういうふうなことはないようにぜひ用意をしていただきたいというふうに思います。

委員長（荒山光広君） はい、石田収納対策課長。

総務部収納対策課長（石田淳司君） 先程安富委員の方から収納対策についてのお話があったと思います。合併と同時に総務部の中に収納対策課が創設されました。現在は税以外の市税について徴収業務を行っております。したがって、国保税につきましても市民課、その他の業務については担当課の方で徴収業務を行っているところでございます。租税公課とよく申しますが租税というのが税で公課というのが料というふうにご理解いただければと思います。水道料それから住宅使用料については公課にあたらぬというふうに理解いただければと思います。したがって、国税徴収法等によります滞納処分が出来ない、水道料金については、水道を止める等の処分出来るし、住宅使用料については居住権がありますので、訴訟によって処分をするというふうなことになるかと思っております。市の中で県内では税以外の公課についても徴収しているところがありますが、先程話があったように滞納者について税、他の料等でダブってる方があるんじゃないかと、確かにそういう方もおられるかと思っておりますけど、地方税法の14条だと思っておりますが、税優先ということがありますので、例えば税と料がダブってらっしゃる方については、先に税を収納してそれが税が満額収納されれば料に持って行くというふうな事務処理になるかと思っております。今後私どもが租税公課全体を含めて徴収するか否かについては検討する必要があるかと思っております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） そういう説明なんです、結局それじゃあ水道料とか住宅使用料っていうのは後回しになってなかなか徴収出来ないって、未徴収と言いますか、未収が多くなるっていうことでしょうかからその分担当の課は本気になってもらわなきゃあ後回しになるっちゃうことですよ。そういうことで十分に横の連絡をよく取っていただいて、頑張ってくださいたいというふうに思います。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 先程、矢田部上下水道課長が繰上償還の関係でご説明しましたけれど、補足説明をちょっとさせていただきたいというふうに思います。財務省政府系の資金ならびに公営企業金融公庫からの企業債等につきましては病院なり一般会計その他下水道会計なりの借入れにつきましては、平成元年前後高金利でありました関係で地方財政に莫大な負担がかかっているということで、地方団体から政府系に対して長年要望してきた結果、平成19年度からの3ヶ年間、この3ヶ年間に限って繰上償還を保証金なしで認めようという制度が19年度から3ヶ年間に限って認められました。長年、地方団体から要望してきたということは、原則この政府系ならびに公営企業金融公庫の繰上償還ということは、原則認められないという大前提がございます。と申しますのは、それぞれの貸付サイドにとってみれば長期的な視点から貸付を行い、その元金の回収金を元に更に新たな貸付を行っていくという長期的な視点から原則繰上償還というのは認められないというのがございました。特に最近地方団体の財政が逼迫してるという情勢にかんがみて国の施策として、この3ヶ年間ほど繰上償還を認めようということで、平成4年以前の5%以上の金利について繰上償還を認めるということで、平成19年度がまず7%以上、それから平成20年度が6%強、平成21年度が金利5%以上のものについて繰上償還を行うということでございます。本年度の予算についても一般会計それから病院、水道、下水道それぞれにおきまして繰上償還の予算編成をしているところでございます。その財源といたしましては、先程話にありましたように市中金融機関からの借り換えをもって繰上償還を行うということで、現時点が2%前後の金利でございますので、その利差が3%から5%出てくるということで、今後地方財政に寄与出来るということでございますけれど、その繰上償還につきましてもいわゆる地方団体が行政改革を行って、最終的に住民の負担が軽減出来るということが、

認められた場合に限って繰上償還を認めるという制限がございますので、経営健全化計画を国の方に提出して繰上償還を認めていただいているという状況でございます。以上です。

委員長（荒山光広君） その他、質疑はございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ないようでございますので、これより議案第1号平成19年度（合併前）美祢市水道事業会計決算の認定について、並びに議案第5号平成19年度美祢市水道事業会計決算の認定についての両議案について採決をいたします。本議案について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって議案第1号第5号につきまして原案のとおり認定されました。

続きまして、議案第2号平成19年度（合併前）美祢市病院等事業会計決算の認定についてでございますが、これも同じく第3号第6号関係がございますので一括審査をしたいと思っておりますけれども、議案第3号の平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算につきましては、旧自治体でございますので、少し問題があるかもしれませんけど、関連がございますので後程19年度の中に一緒に出てきますので一括上程をしたいと思っております。それでは、議案第2号平成19年度（合併前）美祢市病院等事業会計決算の認定ならびに平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算の認定、続きまして議案第6号平成19年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての3議案につきまして、審査したいと思いますので、執行部より説明を求めます。はい、藤澤病院局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） それでは、議案第2号、第3号、第6号について説明いたします。お手元に白背表紙3冊をお出しいただければと思います。議案第2号が美祢市病院等事業会計決算書のカッコで19年4月1日から20年3月20日と書いてあるのと、続いてA4の横になってますが、平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算書、6号が平成19年度美祢市病院等事業会計決算書3議案についてご説明いたします。それでは、最初に議案第2号平成19年度（合

併前)美祿市病院等事業会計の決算についてご説明させていただきます。これは合併によって消滅した旧美祿市における美祿市立病院等事業会計の決算についてであります。決算書1ページをお開き願います。平成19年度美祿市病院等事業会計の決算について、総計でご説明申し上げます。まず、収益的収支についてであります。収入の決算額は病院事業収益が20億5,114万8,191円、介護老人保健施設事業収益が2億8,985万1,354円となり、合計で23億4,099万9,545円となっております。一方、支出の決算額は病院事業費用が21億4,144万4,050円、介護老人保健施設事業費用が3億1,504万1,223円となり、合計で24億5,648万5,273円となっております。次に資本的収支についてであります。収入として病院事業資本的収入及び介護老人保健施設事業資本的収入はいずれもございません。一方、支出は病院事業資本的支出が2億4,065万8,319円、介護老人保健施設事業資本的支出が2,698万7,706円となり、合計で2億6,764万6,025円となっております。この結果、収入支出の差引きは2億6,764万6,025円の不足となり、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。次に、8ページをお開き願います。ここからは施設ごとの経営状況をご説明いたします。はじめは美祿市立病院についてであります。平成19年度事業報告書により業務実績についてご説明いたします。平成19年度の業務状況は、入院患者数延べ40,332人で、1日平均113.6人、病床利用率78.3%でありました。外来患者については、延べ58,395人で、1日平均245.4人でした。ここで、4ページに戻っていただきます。続きまして、平成19年度損益計算書により財務状況についてご説明いたします。下から3行目ですが、当年度純損失は9,161万1,897円を計上しております。この数字に前年度繰越欠損金1億5,795万9,287円を加えると、当年度未処理欠損金は2億4,957万1,184円となります。続きまして、6ページをお開き下さい。只今、ご説明した当年度未処理欠損金については、全額を新市に繰越欠損金として引き継ぐことで処理させていただきたいと存じます。次に、24ページをお開き願います。ここからグリーンヒル美祿についてご説明いたします。平成19年度事業報告書により、業務実績についてご説明いたします。平成19年度の業務状況は、入所者延べ人数、短期入所を含み、20,453人で、1日平均57.6人でした。通所者

延べ人数は4,422人で、1日平均18.7人でした。続いて、財務状況ですが、21ページに戻っていただきたいと思います。平成19年度損益計算書でございますが、下から3行目ですが、当年度純損失は2,518万9,869円となります。この数字に前年度繰越欠損金1,645万1,617円を加えると、当年度未処理欠損金は4,164万1,486円となります。続きまして22ページをお開き下さい。只今、ご説明した当年度未処理欠損金については、全額を新市に繰越欠損金として引き継ぐこととさせていただきます。以上で、平成19年度(合併前)美祢市病院等事業会計決算に関する説明を終えたいと思います。

続いて、議案第3号平成19年度(合併前)共立美東国民健康保険病院組合事業会計の決算について、ご説明させていただきます。これは、合併により消滅した旧共立美東国民健康保険病院組合における病院事業会計の決算についてであります。最初に、平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計の決算額についてご説明します。決算書1ページをお開き下さい。まず、収益的収支についてであります。収入の決算額は病院事業収益が12億9,334万1,898円、訪問看護事業収益が3,386万6,956円、特別利益が1億7,505万8,000円となり、合計で15億226万6,854円となっております。決算書2ページをお開き願います。支出の決算額は病院事業費用が16億2,364万3,924円、訪問看護事業費用が3,360万8,226円となり、合計で16億5,725万2,150円となっております。決算書3ページをお開き願います。次に、資本的収支についてであります。収入の決算額は9,755万1,500円となっております。決算書4ページをお開き願います。支出の決算額は1億3,341万722円となっております。この結果、収入支出の差引きは3,585万9,222円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金477万1,317円で補てんするとともに、なお不足する部分については一時借入金で措置しております。決算書は、11ページをお開き願います。次に、経営状況についてであります。平成19年度事業報告書により、業務実績をご説明いたします。平成19年度の業務状況は、入院患者数延べ34,508人で、1日平均97.2人でした。外来患者については、延べ50,547人で、1日平均178人となっております。ここで財務状況についてご説明しますので、5ページにお戻り下さい。平成19年度損益計算書により財務状況についてご説明いたします。決算書の5ページ及び6ページとな

ります。6ページの下から3行目ですが、当年度純損失は1億5,481万3,681円を計上することとなりました。この数字に、前年度繰越欠損金6億7,457万3,983円を加えると、当年度未処理欠損金は8億2,938万7,664円となります。なお、当年度未処理欠損金については全額を新市に繰越欠損金として引き継ぐこととさせていただきます。以上で平成19年度(合併前)共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算に関する説明を終えたいと思います。

次に議案第6号平成19年度美祢市病院等事業会計の決算について、ご説明させていただきます。これは、平成20年3月21日に発足した、現在の美祢市における病院等事業会計の平成19年度決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき市議会の認定に付すものであります。決算書2ページをお開き願います。最初に、平成19年度美祢市病院等事業会計の決算額についてご説明申し上げます。まず、収益的収支についてであります。収入のうち病院事業収入が9,179万7,679円、介護老人保健施設事業収益が876万9,540円、訪問看護事業収益が133万7,307円となり、合計で1億190万4,526円となっております。3ページをご覧ください。支出については病院事業費用が9,766万1,142円、介護老人保健施設事業費用が675万7,271円、訪問看護事業費用が11万2,298円となり、合計で1億453万711円となっております。次に、資本的収支についてであります。収入及び支出ともにこの期間の執行はございません。決算書は11ページをお開き願います。経営状況についてでございますが、事業報告書により平成20年3月21日から3月31日までの業務実績について各部門別にご説明いたします。まず、病院部門ですが、美祢市立病院の延べ入院患者数1,279人、外来患者数1,497人、美東病院の入院患者数1,041人、外来患者数1,471人となり、2病院合わせて入院患者数2,320人、外来患者数2,968人となっております。次に、介護老人保健施設部門のグリーンヒル美祢においては、短期入所を含む延べ入所者数632人、通所者数121人となっております。また、訪問看護事業所部門においては、訪問看護ステーション美祢の延べ利用者数46人、美秋訪問看護ステーション120人となっております。ここで4ページに戻っていただきたいと思います。続いて、平成19年度損益計算書に財務状況についてご説明いたします。事業収益及び事業外収益を合わせ収益合計1億165万1,749円、一方、事業費用及び事業外費用を合わせ

費用合計1億436万2,470円となり、その結果、5ページの下から3行目ですが、当年度純損失として271万721円を計上しております。この数字に旧団体から継承された繰越欠損金11億2,060万334円を加えると、当年度未処理欠損金は11億2,331万1,055円となります。続きまして7ページをお開き願います。只今ご説明した当年度未処理欠損金については、全額を翌年度繰越欠損金として処理させていただきたいと存じます。決算書は8ページ及び9ページをご覧ください。平成19年度貸借対照表をご説明いたします。平成20年3月31日現在の資産合計は69億8,626万8,504円となっております。一方、負債合計3億4,081万4,011円、資本合計66億4,545万4,493円となり、負債資本合計は資産合計と一致しております。以上で、平成19年度美祢市病院等事業会計決算に関する説明を終えたいと思います。

なお、お手元に「平成19年度美祢市病院等事業会計決算概要説明資料」をお配りしておりますので、お出し頂けますでしょうか。この資料は合併前の会計と合併後の会計、この3議案について合算してるものであります。まず、1ページをご覧ください。旧団体と新市を通算したそれぞれの主要数値を記載しております。2ページ、3ページをお開き下さい。これは決算額について合併前合併後の旧団体と新市を合算した決算額でございます。5ページをお開き願います。市立病院の平成20年3月31日時点の貸借対照表です。7ページは市立美東病院の同じく貸借対照表です。9ページがグリーンヒル美祢、11ページが訪問看護ステーション美祢、13ページが美秋訪問看護ステーションの貸借対照表となります。次に14ページ、15ページをお開き願います。市及び町からの繰入金の推移表でございます。14ページが美祢市立病院に対する一般会計からの繰入明細、15ページが美祢市立美東病院の一般会計からの繰入明細です。16ページをお開き願います。平成19年度の補てん財源計算書でございます。17ページ以降は各主要な統計資料を載せております。最後に29ページから31ページ、A3の紙でございますが、収益的収支の決算額について、前年度決算額との比較とその主な変動事項等について記載した表となっております。以上で、決算に関するご説明を終えたいと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

委員長（荒山光広君） 只今、議案第2号、3号、6号についての説明が終わりました。それぞれの議案に対する質疑はございませんか、はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 中身に入る前に最初、委員長が言われた提案の仕方に問題があるがって言うのは、旧美東病院との統一した資料提案のことを言うたん。

委員長（荒山光広君） 19年度合併前までは、それぞれ違った自治体の病院でありましたので、20年3月21日から31日までの分は統合されたものでありますので、少し議論は難しいかなと思ったんですけど、関連がありますので一括上程させていただきます。

委員（南口彰夫君） 資料が統一されて出ちよるけど、合併の関連法の中でええよになっちょんじゃないんかね、国の法律で。本来なら短期間であったとしても、旧美東病院と美祢市立病院でやった方が分かりやすいんじゃないけど、問題があるんかね、ないんかね、国の法律との関係で、誰か答えられる。問題があるんならやめたんがええ。

委員長（荒山光広君） 南口委員、すみません。私の言い方が悪かったんですけど、問題があるとは言ってなくて、問題があるかもしれないって言っただけです。

委員（南口彰夫君） 統一して資料を作るかどうかは別にしても、ここで議論をせんにゃあ決算報告書に承認できんいね。旧美東が集まってどうこうというのは法的根拠はないんじゃないから、あくまでも合併をすれば合併関連法の中で旧それぞれの自治体に関わる決算は、一般会計も含めて一般会計はどねえなるんかね。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） これはちょっとズレるかもしれませんが、実は監査の方も旧市町村合併前の旧市町村の監査まで新市の監査がやるべきかどうかっていうことを調べました。法的にやらざるを得なかったということなんです。ただ、そのやり方について、今度も監査意見書を見ていただいたら分かると思うんですが、今回も旧自治体の部分も含めて書いてございます。ただ、監査はしなくちゃならないっていうのは法律で定めてございますんで、上程されるのはいいと思います。ただ、それをどのように表現しろと言うことは書かれてないんです。したがって出来れば市民の皆さんにも議員の皆さん方にも分かりやすいようにということでまとめて監査意見書を作らせていただきました。したがって、執行部に求めたのも出来るだけ分かりやすいように旧自治体であろうと、新自治体であろうとまとめたものを出していただきたいということで資料請求はやらせていただきまして、監査をして意見書を出したと、こういう経緯でございます。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 休憩中にちょっと調べて、旧自治体のそれぞれの決算や、それから事業報告をその新市の自治体と議会との関係で承認議論し、承認をするにあたっての法的根拠それこそ。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 合併があった場合の旧自治体の決算等についての議会の承認はどうかというご質問だと思うんですけど、その点につきましては地方自治法の施行令第5条第3項に、地方自治体配置分合があった場合には、その承継した団体において旧団体のそれぞれの決算については、監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならないという条項が法令がございますので、それに基づいてそれぞれ個別に決算認定の議案を提案した次第でございます。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 委員長にもう一度聞くけど、法的に何ら問題はないん。

委員長（荒山光広君） 分かりました。問題はございませんので審査を続けたいと思います。午前中の審議を終わらせて午後からまた行いたいと思います。それでは、午後1時より再開いたします。それまで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 0時58分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に続きまして会議を続行いたしたいと思えます。それぞれの議案に対する質疑はございませんか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 監査意見書の中にあります病院のさらなる経営の効率化と健全化に努めてほしいということですが、一日平均だいたい何人の入院患者、外来患者があればこの黒字になるというか、その辺のところは考えてみられたことありますか。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。平成20年度予算にお示ししております業務量、つまり予定の業務量であれば収支トントンという計画を持っておりますので、その数字をもって目標あるいは計画の人数とさせていただきたいと思えます。ちなみに数字的には美祢市立病院が一日平均1

25、美東病院が100です。入院患者数。外来が美祢市立が248、美東病院が239という数字で計画を立てております。

委員長（荒山光広君） はい、山中委員。

委員（山中佳子君） それから過疎地域の病院に対する県・国からの補助金制度というようなものはないのでしょうか。高齢化の進んでいる市町村に対する県・国からの補助金っていうふうな制度はありますかどうか。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 特に補助金等については承知しておりませんが、交付税措置としてへき地医療等に対する財政支援はあると考えます。

委員長（荒山光広君） その他質疑ございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 決算の説明資料で17ページから19ページがわかりやすいかな。病院経営非常に厳しいんですが、一応ですね、市長の答弁でも2つの病院を維持して行くこと、健全化計画といいますか、今から委員会つくって検討しながら維持をして行くことで全力を尽くすということでございます。今全国的にですね医師の確保が、質それから量ともに確保が難しくなってきたということなんです。そういう中であってですね、19ページにですね、市立病院と市立美東病院の各診療科目のですね、入院とか外来の患者数が19年度分が出て、ずっと15年度から出ておるんですが、これ見ますとですね、それぞれの病院で割合が高いところ、市立病院ですと入院で内科とか脳神経科とか泌尿器科、美東病院ですと内科、外科、整形リハビリ、外来もだいたい同じような傾向にあるんですかね。あと市立美東病院では外来では眼科あたりですかね、結局ですね、この数字がそのままそれぞれの病院の特徴を示してるんじゃないかなというふうな思いをします。そこでですね、せめてこういうふうな患者さんが多いっていいですか、信頼されているとも言えると思うんですが、それぞれの病院に勤務されているお医者さんドクターですね、の確保ですね、が十分にできてるのかどうか。この辺ができないということでありましてですね、当初今説明にありましたようにですね、今年度の計画、予算書に出てきた計画もなかなか達成が難しくなるんじゃないかというふうに思うんですが、状況とですね医師看護体制も含めてですが、特に医師でしょうね、ドクターの確保の現状と課題があるならそのことについてですね、おそらくこの辺の診療科目については堅持するといいますか、そういうふうなお気持ちがあるだろうというふうに

思いますから、その辺の状況についてお伺いをします。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 只今のご質問ですが、医師の確保についてということですが、この資料の中で18年度からと19年度を比較していただいて、数字が減少しているところについては常勤医師がなくなったというか常勤医師が減ったところで、そのまま影響になっております。つまり常勤医師が少なくなることによって提供できる医療サービスの制約と申しますか、そういったものが生じてる、そういう結果だと思えます。この地域に必要な医療を何かということを見極めた上で、それにふさわしい医療体制をするには当然に医師確保が一番重要だと思えます。本会議上でも市長のほうからありましたように市長が自ら大学等にそういった医師確保については積極的に働きかけているとともに、両病院の院長がそれぞれの立場で大学等に強力に現在働きかけている。医師確保、十分な医師を確保し市民の必要とする医療が提供できるように努めているところであります。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） 市長のそういう話も答弁もございました。状況はですね、おそらく我々が感じておるのも同じであろうと。なかなか医師の確保、看護師さんの場合についても同じだろうとは思いますが、難しい状況にあると、時代になってきてることだろうというふうに思うんですが、患者さんがですね、信頼をされて通っておられてですね、常勤の医師がおらんようになったと、ええお医者様やったのに、っていうふうな感じでおられなければですね、いきなりよそ行くちゅうなことにも当然ありますし、一回離れるとですね、また戻ってくるっていうのは他のドクター来られてもなかなかまた定着するの難しい、時間がかかるというふうなことが言えるというふうに思いますんでですね、その辺のこと踏まえてですね、十分にひとつ対応して地域の市民の皆さんの要望に応えていただけるように、内から崩れるようなことがないように極力努力をしていただきたいというふうに思います。

委員長（荒山光広君） その他質疑ございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今医師の確保の件についてお話がありましたけれども、この18年19年この美祢市立病院患者数を推移を見ますと2,000人外来患者が、また入院患者が1,000人程度減ってるということで、そして病院における収益が上がってきていないと。これは非常に先生が美祢市立病院は確か今現在10人で

すかね、それ1, 2年前は確か12人ぐらいやったと思うんです。その医師の2人市立病院から辞められたその影響というのがここにほんとにまじまじと出てるなと。美東病院については共立病院については医師が1人増えたんですかね、たぶん増えた関係で私はこの20年度は逆に少し収益が上がるんじゃないかとそのように見ておるんですけれども、それでまた収益が上がらなかつたらほんとにこれ厳しいもんがあるなと思います。今回の19年度の病院事業の決算概要でですね、美祢市の補填残高トータルでは今累積欠損金が11億2,000万ですかね、累積欠損金がありますけれども、市長のほうのお考えとしては厳しい財政であるけれどもこの補填残高が多少まだ7億ある、だけど先生を確保できないということで一般会計から毎年1億入れちよつてもそういう累積がどんどんかさんでいくと、医者は減ると、収益は減ると、そういう悪循環、負の連鎖に今なっておる状況で国の医療の在り方がちょっと問題は問題なんですけれども、この補填残高7億1,000万もですね、ほんとに猶予ならない状況になってくるんじゃないかとそのように思っております。今後美祢市としてですね、この病院事業の経営にあたって医師が確保できないそういう中であつてですね、今後どう、答えにくいと思いますけど、対応されようと思ってるかをお尋ねいたしたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 只今ご質問ありましたことにつきましては、病院につきましては合併後の二つの病院の一体化による経営の効率化と経営基盤の強化を図り、持続可能な体制それから経営状況に改革して行きたいと考えております。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 政策的なこともございますので私のほうから若干補足をさせていただきますと思います。先程来ドクターが不足しておるというふうにおっしゃっておられます。これ本会議場でも私申し上げたと思いますけれども、これ全国の自治体病院どこも同じような状況です。お医者さんの取り合いのような状況が起きているということでございます。都市部にドクターが集中しておると、ですから中山間地帯非常に厳しい事態ですね、自治体病院は、状況続いています。我々何ができるかということこれも本会議場で申し上げましたけれども、直接自分のところの地域の医大なりにですねお願いに行つてどうにかしてもらえないかということ、しかしながらですねドクターがいらっしゃる、常勤のドクターがいらっしゃるというの

は必要最低限の条件なんです。それが充足されておっても地方自治体の公立病院は赤字体制になるという大前提なんです。というのが患者数に比べてですね地方の公立病院というのは非常に高度な医療機器を導入する必要がありますので、その減価償却費が非常にかさんでまいります。それに対して患者数というのはやはり自分ところがエリアで持っている市民の方々と比べますと、どうしても赤字体制を免れないという基本的なものがあります。じゃあどうすればこれを支えていけるかということですね、市民の方にとってこの公立病院というのは非常に大切なもの、安心して暮らしていただける、また我々の市のように高齢化が進んでおるところにとっては非常に重要な要件になると。じゃあどうすればということなんですが、これも本会議場で若干お話をしましたけれども、先程国の補助金がないかというお話がありました。国のほうから高齢化が進んでいる地域の公立病院という条件でですね交付税が入ってきます。交付税はですね、しかしながら色がついてないんです。いろんなことに書いてありますけれども、これはこのお金に使いなさいということないんです。塊で入ってる。そのお金というのは市のこの行政にいろいろ使うわけですが、当然のごとく病院の方に一般会計の方からそれをもって繰り出しておるということがありますけれども足りません。じゃあどうすればいいかということです。ですからこの先程の決算にもありましたけれども、経営健全化のための補助金を別途市としてですね出しておるという状況です。これはどういうことを表すかということ、市民の方がですね安心して暮らしていただくために普通のお医者さんであればかかれる患者さんの払っていただけるお金、それから保険者側から払う保険給付によって経営が成り立ちます。しかしながら今申し上げたように基本的に地方の公立病院は赤字体制であります。市民の方が今は病院にかかっておらないけれどもいつ病気になられるかわかりません。そういうことを考えますとですね、市民の方から頂戴をしてある税金をもってある程度病院の存続のために一般会計からお金を補助金として、経営健全化のための市民の方が安心して暮らしていただくようにするための補助金を出すというのはいたしかたないというふうに考えております。その辺をご理解いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 市長のほうからご回答がありましたけれども基本的には私も

同じ考えであります。そういうことでただし今後の推移見ていってですね、申し上げました精一杯やるべきことはやってく、医師の確保もしていく、そういうことであとそういった状況の一生懸命経営努力がですね二つしていって補填残高もですねゼロになってしまったと、そういうふうになった時にどう判断するか、一生懸命やってもええ方向に行く場合もあるし悪い方向に行く場合もありますし、その辺の基準のところをですねどうご判断されよう、先のことで申し訳ないんですけど、どういったところで最終的なご判断をされようとされているのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今ご質問のあったご判断というふうな言葉おっしゃいましたけれども、どういう意味の判断ですかね。

委員（岡山 隆君） 市立病院2つ維持していくにあたってどうしても一般市民の皆さんからみれば、特に美東病院に関しては一次医療病院も民間の病院もありません。病院に対してですね信頼をよせていかれている方がたくさんおられると思うんですよ。だけどそれ以上に一般市民の方にそういう負担をですね負っていく場合もある。だからその経営が厳しい状況になった時の判断ですよ、なかなかその辺はどうこう言えませんが、その辺例えば山陽小野田市では病院における累積赤字が40億円になって最終的には厚狭の中央病院を廃止していったという経緯があります。だから美祢市にあっては執行部も我々議員もいろいろ英知を出して2つ維持していくように努力はしていくけれども、それがしきれなくなった時にどうなのかということですね、ちゅうことです。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） まず一点、先程の私の回答で誤解を与えてはいけませんので若干補足させていただきますけれども、皆さんから頂戴をした税金をもって経営健全化のために、病院の経営健全化のために一般会計から補助金を繰り出すというのはいたしかたないんじゃないかということをお申し上げました。このことで皆さんから頂戴をする市民税をあげるとかそういうことではありません。これは我々一般会計のほうですね、経費節減等の努力によって今まで頂戴しておる税金をもってですねやりくりをしたいということでございます。それが一点です。それと今美祢市立病院と美祢市立美東病院二つを持ってありますけれども、合併をいたしまして非常

に面積の大きな市になりました。それに対して人口は3万ということで一次医療圏にかかわるホームドクター、かかりつけのお医者さん、非常に優秀な方がこの新しい市の中にいらっしゃいます。その点は安心ですが、そこで対応できないものについては二次医療ということでこの公立病院がその大きな責任を負っておるわけでございます。この広い面積の市ですね、やはり現在ある二つの病院を存続をさせていくというのは非常に重要であるということをお市長になってからずっと言い続けてきたわけでございますけれども、今その覚悟で一生懸命努力をしておるところでございます。ですから本会議場でも申し上げましたけれども、二つの病院のですね、あり方検討委員会、ですからこれからどういうふうな形で二つの病院を保っていくか、また保つためにはどうすればいいかということをお市長、一生懸命考えようというのを現在今構築中でございます。まもなくその姿が明らかになってまいります。委員の方々のですね、その中でいろんなご意見を頂戴をしてどうすればこの二つの病院が保っていけるか、我々がこれに成功することができたらですね、おそらく全国の自治体が抱えておられるこの病院を持つという非常に苦しみの中、美祿市の3万の市がやれるんかというおそらくモデル的な形にもなるかと思っております。ですからそれに向かってですね、今死にものぐるいで頑張っておるということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

委員長（荒山光広君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今の説明でだいぶんわかってきましたけれども、いずれにしても美祿市新市になってからの病院事業の累積欠損金11億2,000万だけでもですね、それに補填残高が、私はね7億1,000万もねほんとにあるということはこれはほんとすばらしいなと思っております。これさえもなければですねほんとに今のまんまで累積がかさんでいくと厳しいと思っておりますけれども、まだまだ美祿市は今までの執行部が誠意努力されて補填するお金が7億1,000万もある、そういうことで今後しっかりと市長言われましたような経営健全化のための施策をしっかりと打ち出していただいて、この病院をですねしっかりと市民のために命を守る病院としてしっかりと健全経営に目配りをしていただきたいことを要望しまして私のご意見を終わります。

委員長（荒山光広君） はい、他に質疑ございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 病院問題に関しても私と市長は違うんですね。私は客観的に

見ることができるんです。そこで市長の提案説明の中にもあったし、このいつも報告の仕方でね業務量について数字をあげるんよね、業務量。今までの場合は美祢市だけの単独病院やったからそれほど気にならんやったんですが、平成19年度の実績についてということで業務量で入院患者を4万332人が、それと外来と。今度美東病院もこれ同じように業務量あげちよるんじゃあね、この業務量こだけで単純に比較するとこれ延べ人数だろうと思うんですけど、カルテの実数じゃないじゃろうから、延べ人数でここで業務量を比較してあげるということは今後この業務量をそれぞれの病院に追っかけさせるというような主旨にとらえられるんじゃけどその辺はいかがですか。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 自治体の病院につきましては公営企業でございますのである程度の業務予定量を目標を立ててます。その数字が出てそれに対する実績を決算で報告しております。それを追いかけるのかということですが、ただしながら企業でありますので、ある一定の病床利用率というのは一つの仕様といたしますか計画値として持つべきものと考えます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 業務量の問題を数字であげてくると必ず比較をしてみることが必要なんじゃないかと、それは何かといえば美祢市立病院をつくってちょうど18年目か19年目か、今年でね。約20年前の美祢市の地域での開業医も含めてね地域医療の実情ちゅうのは今と相当違っているわけですね。ですから病院の果たす役割をきちんと位置づけた上で業務量がどのように推移しているのか、今特に美祢市立病院におられたそれぞれのお医者さんが地域で開業されちよるよね。ところが20年前はそれぞれ地域で開業されていた医師が高齢化をして、病院なり経営なり地域での医療の果たす役割を今後継続していくことができない現状にあったと。やから集中的に公的な病院で税金をかけてでも病院をつくってほしいという市民の要望が非常に強かったということをつくってきたと。ところが美祢市の場合もともと美祢市で生まれ育った開業医の医師の二世に限らずね、他市から入って美祢市立病院に勤務をしながら、なおかつ必要に応じて地域で開業されていると、その開業されている診療所も含めて医院の数は20年前に比べて比較にならないほど増えているわけです。その中で美祢市立病院の経営状況がどうなのかと。それから比較

的地域の医療を支える医院が少なかった秋吉、美東でもよ最近、私がいつも診てもらっていた市立病院の医師が秋吉で開業をするということで、地域の医療の状況がその都度変化をしてきよるんです。その中でじゃあ目指しちよる業務量の入院なり外来なり業務量の目標の客観的な根拠は何なのかという数値の説明がある程度なされなければこの数字があがるのがすべて望ましいと、下がることは悪いことなんだという安易な受け止め方になってしまえば、今までは一つであったから非常に単純に受け止めることができたけど、今度はそれこそ西と東にそれぞれの2つの病院を抱えるということになればこの業務量をそれなりに増やす努力は、ていうたら看護婦と職員が呼び込みをやりゃあええ、患者の、ねえ。呼び込みで足らんのなら送迎も含めてやって取り合いこそんにゃあいけん。そこも含めて業務量ある程度目標の数値として報告することが必要じゃが、その適切な数字がほんとにどこなのかの説明がきちとなされなければ安易な競争をやったり、その業務量の上がったり下がったりでその都度一喜一憂しなければならなくなるんじゃないかと思いますがいかがですか。

委員長（荒山光広君） はい、藤澤局長。

病院事業局長（藤澤和昭君） 只今の委員さんのご指摘どおりだろうと思います。病院の果たす役割、自治体病院の使命といたしますのはその地域の医療の需要とその供給体制を的確に把握した上でその果たすべき役割を明確にすることが大事だと思います。現在先程市長が申しましたあり方検討委員会というのを立ち上げてする時には、まず最初にそこの整理をしてから自治体病院として市民の皆様方に安心と安全を提供できる体制はどのようなものかというのを構築していく。その上で繰出金の市民負担がいくらでご理解いただけるかというようなことになっていくと思いますので、当然に供給体制と需要ですね、医療需要といたしますか、そのものを把握していかなければならないと考えております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） そういうことで業務量の実績報告と併せて適正な業務量、それぞれ入院外来も含めてですね2つの病院、それがどうなのかという議論についてはとりわけこの総務企業では病院水道が最も大きな重要なテーマなので引き続き一緒に調査研究をしながら議論をしていくことが必要だろうと思います。それからどうしても努力してだめな場合は病院はどうなるのかと、これは公平に二つともつぶ

すこと以外はないんですね。これはしっかり市民がよく理解をしなければ先程、私と市長は全く違うんですが、市長が言われたようにある程度市民の負担の上でそれぞれ2つの病院は作られちよるんです。これを今の医療の実情から市長が言われるように見れば、ある程度適応な市民の負担が必要だということだろうと思うんですね。ですからそういう意味でうんと努力をしてもだめな場合は最終的には病院とともに美祢市も一緒につぶれるんだというぐらいの覚悟が必要なんだということが市長が言いたいんだろうなと深く心に刻みました。以上です。

委員長（荒山光広君） 答弁はいいですか。他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） ないようでしたらそれぞれの議案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） はい、今申し出がありましたように病院のことにつきましてこの委員会で勉強会を開くということでまた協議をさせていただきたいと思えます。それでは質疑、ご意見等ないようでございますので、これより議案第2号平成19年度（合併前）美祢市病院等事業会計決算の認定、並びに議案第3号平成19年度共立美東国民健康保険病院組合事業会計決算の認定について、更に議案第6号平成19年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを採決いたします。

それぞれの議案につきまして原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって議案第2号、第3号、第6号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第4号平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算の認定についてを審査いたします。執行部より、説明を求めます。

はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） それでは議案第4号についてご説明申し上げます。議案第4号は平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算の認定でございます。平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算につきまして地方自治法施行令第5条第3項の規定によりまして監査委員の意見を付し市議

会の認定をお願いするものでございます。議案書の議案第4号のその次の決算書をご覧ください。決算書の2ページをご覧ください。収入の歳入の方でございますけれども、議案書の4 - 1ページのその後です。ね決算書でございます。（発言する者あり）その決算書の中です。ね、2ページをお開きください。まず歳入でございます。歳入の合計は1,137万8,885円でございます。次に4ページをお開きください。支出済額ですけれども、歳出の方は681万1,007円でございます。歳入歳出の差し引きの残額は456万7,878円となっております。次に7ページをお開きくださいませ。歳入の内訳でございます。内訳といたしましては負担金といたしまして一市二町から749万7,000円でございます。それから繰越金としまして386万7,611円でございます。そして諸収入といたしまして1万4,274円でございます。これは主に預金利子でございます。次に8ページの方をご覧くださいませ。歳出でございますけれども会議費として63万6,421円、主に委員報酬でございます。次に事務局費といたしまして236万8,914円でございます。消耗品ほか役務費委託料などでございます。次に事業費としまして380万5,672円でございます。これは主には広報誌、くらしの便利帳の印刷費でございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第4号平成19年度美祢市・美東町・秋芳町合併協議会決算の認定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第11号美祢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。

はい、田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） それでは議案第 1 1 号美祢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。参考資料の方に新旧対照表が載っております。参考資料の 1 ページでございます。よろしいでしょうか。この度の改正は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正により公益法人という名称が公益的法人と改められたことに伴い所要の改正を行うものであります。施行日は平成 2 0 年 1 2 月 1 日からとなっております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第 1 1 号美祢市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 1 2 号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。

はい、田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） それでは議案第 1 2 号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 1 2 - 1 ページ、1 2 - 2 ページをご覧くださいと思います。地方自治法の一部改正が平成 2 0 年 6 月 1 8 日に公布されまして議員の報酬が他の非常勤職員の報酬とは異なるものとして整理されております。これに伴いまして自治法の中で議員の報酬の支給方法等に関する規定が他の非常勤職員の委員等の、行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離されております。これと同時に議員の報酬の名称が議員報酬という名称に改められております。これに伴い美祢市報酬及び費用弁償条例の中にこれまで議員についても規定されておりましたが、この条例の中か

ら議員の報酬の支給等に関する規定を抜き出しまして新たに本条例を制定するものであります。第1条で主旨、第2条で議員報酬、第3条で費用弁償、第4条で期末手当について規定しております。なお、議員報酬の額、支給方法等は現行と変わりませんが、これまで月の途中で離職があった場合に一月分を支給しておいたものを日割計算により支給するものに改めております。議案第12号の説明につきましては以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） これ12-1、期末手当ってあるね、その1, 2, 3行目2の項ね、第3条費用弁償、そこに書かれちるのは前項の規定に関わらず議員の公務に應招したときには月額2,600円を支給する、（発言する者あり）日額2,600円を支給する、ただし定例及び臨時市議会の應招の場合を除く、費用弁償の支給の方法は旅費条例の適用を受ける職員の例による。わかる。これ廃止せえって言うてきたそいね、うちは。廃止せえって言うてきたんじゃけど、ここに書かれちるわけいね、（発言する者あり）除けることはできんかって聞きよる執行部に。提案したのは議会じゃなくて執行部やる。これを除けることはできんかって聞きよる。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） すみません。暫時10分間休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後2時06分再開

委員長（荒山光広君） 先程南口委員の質疑に対しまして執行部の方答弁できますか。はい、田辺部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 先程の南口委員のご質問ですが、実は今回の自治法の改正の中に議会は会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができる。という条文が新たに加わっております。これはどういうことかと申しますと、全員協議会ですとか会派代表者会議といった法律に根拠を持たない会合の存在について会議規則に規定することにより正規の議会活動と位置付けるというものであります。今後美祢市議会におかれてもこれを全員協議会、会派代表者会議、会議規則の中でどう位置付けられるか

というご協議をされると思いますので、それと合わせて費用弁償が密接に関わってまいりますのでそれと合わせてご協議頂けたらということで回答いたします。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今、田辺部次長が言われたように個々の前項に規定に関わらず議員の公務に応招したときはというのが非常に抽象的なんですよね、ですから何らかの定義付けが執行部の方にあるのかということがお尋ねをしたかったんです。今の答弁で、ですから議会活動に関わることなので議長さんを通じて議員全員協議会等で議員の皆さんの意見をと、全員協議会そのものも位置付けが地方自治法の中で非常に任意的にあいまいだったんですが、議会活動、議員活動の一環として法制化、条文化が検討されて変更を、大きく変わってきているという状況の中ですから、ここを明確にした上で支給するという措置が必要だと、当然執行部もそういう方向で考えているということなんですね。はい、わかりました。

委員長（荒山光広君） その他質疑ございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今の南口委員の費用弁償の話なんですけど、これはいつも南口委員と議論が分かれるところなんですよ。議員の報酬、新しく作り上げられた中に2条の2項に議員報酬は、いかなる場合においても、重複して支給しないと。これ原則なんです。ところがそれと費用弁償とが二重取りじゃないかというのは南口委員の意見だろうと思うんですね、私は違うと思うんですよ。今多くの地方自治体の議員は専従議員じゃないんですよ。ところが専従議員もあるんです。そうした地方自治体が専従議員になりますと職員と一緒にですよ、毎日にここへ勤務する。そのかわり報酬が50から70万これぐらいとらんにゃ専従議員になれない、その専従議員だったら二重取りになります。ただし我々の地方議員は会期というのがあるんですよ、3月と6月、9月、12月という会期制なんです。これに対する報酬なんです。ですから例えば会期外な時に勉強会やりましょうとって議員が集まって、途中交通事故した、これは公務災害になりません。自分で全部面倒みんにゃならん。こういう仕組みになっております。ですから私はこの費用弁償については別に南口委員が言われるような二重取りになる定義にはならないというふうに思っております。これは意見ですから意見が分かれてもいいと思います。私はそういう意味ではこれは間違っていないと思います。ただ金額の大きい少ないは別です。費用弁償という名前にするのか、旅費支給という名前にするのか別です。但しこの費用弁

償の出し方は職員の旅費規定に基づいてと書いてあると思います。書いてないかいね。3について支給方法はこの旅費の条例に基づいてと書いてあるんです。費用弁償という言葉にするのか、旅費というのか、別として性格的にはだいたい同じような考え方だろうと思います。それで意見は終わりたいと思います。

もう1点私のお尋ねしたいのは、第4条の期末手当のことなんです。ここで議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員の例により支給するところ書いてあるんです。皆さん方の予算書を見ていただいたらわかると思うんですが、予算も決算書も一緒ですが、議会費の中での節の中に今度議員報酬ということになるんですが、2番目が職員の給料、3番目が職員手当等となっているんです。ここに議員の期末手当がこの節の中に入ってるんですよ、これはおかしいんじゃないかといってるんです。支給の仕方は確かに今の職員の給与条例に適用して出すということがあっても、わざわざ報酬もそういうふうに明確化してきた流れの中で、なんで期末手当だけが節の職員手当等の中に入ってるんかという疑問を持ってるわけです。これに対してお答えができればしていただきたいし、これは変えることはできないかなと、分かりにくいと非常に。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、羽根財政課長。

総務部財政課長（羽根秀実君） 竹岡委員さんのご質問にお答えいたします。地方自治法の施行例の中の節等の区分があるわけなんです、それによりますと職員等の中に議員さんの期末勤勉手当も含むというような状況がございます。今言われたように報酬の方がというふうなお話もございましたのでちょっと今、美祢市においては、職員等の中に計上させていただいておりますけれども、よその自治体もあろうかと思いますが、確認はさせていただきたいと、検討させていただきたいと思いますが、現状は今申し上げましたような条項の中で職員等の手当の中に計上いたしております。

委員長（荒山光広君） 今の答弁よろしいですか。（発言する者あり）よろしいですか、それではその他質疑。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） ここに議員公務に依じて日額2,600円支給するとなっちゃうのに、じゃあ定例及び臨時市議会は除くと、これはなぜわざわざ定例及び臨時は除くということを明記せんにゃあいけんのですか。（発言する者あり）

なぜ費用弁償がいるんかという話。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） なかなか議論が難しいんですが、その前に施行部に対する質疑がありましたら先に優先したいと思いますけども。（発言する者あり）はい、田辺部次長。

総務部次長（田辺 剛君） お答えになってるかどうか分かりませんが、今回自治法の改正で全員協議会ですとか、会派代表者会議を会議規則に定めれば議員の正規の活動とすることができるというのは、そうすることによって費用弁償を支給することができる。そのために会議規則で定めるということですから、もともと会期中であろうがなかろうが議員が議会活動した場合には費用弁償を支給しておいた。一番最初はそうじゃないかと思います。それでそれぞれの議会で費用弁償の支給範囲をそれぞれに決められたということではないかと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） もともといくと本会議であろうが臨時議会であろうが、出たら1日何ぼの日当は別にもらいよったんよ、これは交通費という名目か、旅費、交通費の支給で。ところが山口県ではかなりぎりぎりまで払いよったんが山陽町と秋芳町やった。それが何でできるかというたら他の自治体と違って観光事業やらオートやらで上がる収益が、よそと違うぐらいにある程度上がりよったから予算が別枠で支給できるだけあったけど、よそはほとんどしてない。ところがぎりぎりここだけの日額は違うんですが、費用弁償という形で、なぜ本会議や臨時議会は除くが、その他のところだけは支給すると、だけど月額が変わらんと、（発言する者あり）月額議員報酬は変わらんと、月額が6、9、12、3だけは30万で、ところが他の月は20万しか支給しないと、じゃから別に出た時には別の手当を出すんなら市民が聞いたって意味はわかるけど、定額した支給報酬になってるわけじゃから、そうすると別の手当が何でわざわざこういう、しかも定例及び臨時は除くと、そこだけ除いてその他のところには支給するというのが法律上全く根拠がないんですいね。これから先全協も含めながら議会活動の範囲が広がってきよるから、そうすると支給するということになる予算が膨らんでくるんじゃないかあね、じゃからこの再整理しておくことが必要なんじゃないかと思う。

委員長（荒山光広君） 答弁はよろしいですか。いいですか。その他質疑はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 費用弁償については、会派代表者会議で話になりましたが、

私の立場は出すべきじゃないというので、そして交通災害の時にどうするかというのが出ましたけど、これと今の費用弁償とは別の考え方だと思います。先程から市長さんも言われましたが、サービスは低下させないと、そういう方針もありますし、そのあれは職員の人件費を切るとか言われました。その面からみても議員がこの費用弁償をとるのはおかしいのじゃないかだと思います。会派代表者会議の時に話したのは、旅費は出てもいいと言いました。旅費で2,600円出るのではなくて、旅費規定で遠い所は高くなるでしょう、金額もあると思いますが、旅費は出して日当の2,600円はのけるべきだということを言いました。やはり財政困難な上、やはり議員もこれを取るべきではないと考えます。先程専従かどうかと意見もありましたが、いつも私たちは365日今日は議員活動して、今日はしてないという区別はなくて、いつも議員としての拘束は、拘束といたら大げさですけど、いつも気を付けてるので毎日が議員活動だと思います。報酬は専従とか専従ではないとかいう意見は当たらないと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。質疑の方がなかなかあれで、意見の方に入っていると思いますので、意見をどうぞ。

委員（竹岡昌治君） 今の南口委員それから三好委員がですね、財政的な問題を取り上げられてやられると、私がさっき申し上げたのは正確な話をしただけであって、財政からっていうんじゃないら去年の9月じゃったですか、美祢市議会も報酬5%引き下げた。ですからその時に10万でもいいじゃないかという議論もあったんですね、それなら私は議員報酬を下げるべきだと思います。その方が公平だと思います。なぜかといったら例えば三好さんが何かの審議会に出られたと、私は家でテレビを見よったと、あなたは自前持ちで美東からここまで来られるじゃあ、それが公平かといったら私は違うと思います。だからお金のことでどうしても少しでも節約したいというんじゃないら、議員報酬を5%なり10%なりカットするという議論にもっていく方がいいと思いますよ。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 経費削減というんじゃないら、そら何が無駄かといったら評価いろいろ分かれるから、丁度下関市議会が合併したときに私議会に傍聴いつてある程度議員控室で議論したんじゃないけど、その時同じように旅費の話がされよって、旧下関市内のおる議員と豊田、豊北から出ちよる議員とものすごく距離が違う。そ

の時に結論はどうなったか知らんけど、何らかの旅費措置が必要なんじゃないかというのうちの議員も含めて議論しよった。豊北から出ちよる議員もおりゃあ市内から出ちよる議員も、これがある程度旅費という名目に関わるんじやったらまた別なんじやけど、それともう一つは費用弁償という考え方でいくんじやったら、月額が差がついちよるんなら毎月の月によって定例議会がある時にはこの月額が30万で、通常低いんじやからというじやったらわかるんじやけど、月額は変わらんのいね、それなのに定例議会と臨時議会は除いて費用弁償をここの市役所に出て公務で委員会や参加したら支給する。それ以外は支給しないとこの線引きも含めて、法定根拠はないわけじやから、法定根拠がないから最終的には議会の中で予算は議会費で丸投げじやから、あとは議会で勝手に決めてくれということになっちよるから議論をするために提起しちよるんじやけど、この条例の条文だけでいけば全く線引きが無いわけ、何も書かれてない、支給そのものを慣例に従って支給しちよるんが会期外の議運と特別委員会と、じゃあこれから先はさっきあったように全員協議会であろうが、会派代表者会議であろうが、だんだん適用範囲が広がってきよると、私は予算上それから財政上の問題でいよるわけじやない。ルールとしての線引きが非常にあいまいだといよるわけ。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） ずーとお聞きをしておりました。もっともなところもあるし、少しどうかなというところもあるんです。やはり竹岡委員が言われたようにある程度法的な位置付けがあって決めておることに対して、その辺はきちんと踏まえておかんにゃあいけんと思うんですね、要は議会、議長もおられますけど議会が決めることですから、常任委員会で執行部に対する質疑の中でこうやり取りするのも悪くはないですが、また機会を議長と委員長とよく相談をされて、基本的に議論を詰めて何回も何回も同じことが出ますいね、南口さん。一つの結論めいたものが出せるような機会を作っていただきたい。時間がかかって、そう願います。

委員長（荒山光広君） はい、秋山議長。

議長（秋山哲朗君） 総合的にこの問題は以前からの会派代表者会議で出ておりますので、時期的にはいつまでとかいうのは決めませんが前向きにきちっと検討してまいりたいと思いますし、また議会運営委員会で定数と報酬の問題も検討しているようにしておりますので、ぜひこれを合わせて費用弁償のことも併せて何らか

の形で検討してまいりたいと思います。

委員長（荒山光広君） それではご意見もたくさん出たようでございますので。この辺で意見の方は終結したいと思います。それではこれより議案第12号美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号美祢市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正についてを審査いたします。執行部から説明を求めます。はい、田辺部次長。

総務部次長（田辺 剛君） それでは議案第13号美祢市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正についてご説明いたします。議案書の13-1ページ、13-2ページをご覧いただきたいと思います。それから参考資料の2ページから6ページに新旧対照表を付けております。先の議案第12号で説明いたしましたとおり地方自治法の一部改正によりまして、議員の報酬の支給方法等の規定が改正されておりますので、これに関連する条例につきまして所要の改正を行うものです。この一つの条例の一部改正で三つの関連する条例を改正することといたしております。第1条で美祢市議会政務調査費の公布に関する条例、第2条で美祢市報酬及び費用弁償条例、第3条で美祢市特別職報酬等審議会条例をそれぞれ一部改正するものであります。なお、非常勤職員で日額報酬を受けるものについて月の途中で離職があった場合は現行は月額支給しておりましたが、先程の議員同様日割り計算で支給することに改めております。議案第13号の説明につきましては以上です。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 政務調査費ということなんですが、この予算を見て、支給されている予算が適切なのかどうかは議論しちょっと方がいいと思います。毎年ちょうどその藤澤局長の机の上にある自治六法を購入するだけでも約1万ぐらいじゃったかな、8,000円か、そうするとだいたい予算の6分の1はそれで1冊毎年変えるだけでとられるんです。調査費に値する額なのかどうか。それから私は

事実上資料費、あれを1冊交換し、7月の時に産業振興の特別委員会の関係があつて、県の刊行物センターに行って、県と国に関連する資料を購入しただけでも2万円かかるんですね。そうすると調査というよりも俗にいう図書費が資料費ということが金額的には実際の費用を、調査というのは国会議員や県議員が調査するのは普通よそに行っているいろいろ調べるとかそういうことなんですが、今の美祢市の現状から行けば金額的には今支給されちよる程度でやむを得んかなとは思いますが、その辺は執行部どうですかね。政務調査費の位置付けと金額について現状から行けば妥当なのかどうなのかというのが質問の主旨です。以上。

委員長（荒山光広君） はい、田辺部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 今、月額4,500円を支給してると思いますが、これは県内の他市の状況と換算したりして設定してると思いますが、一応妥当というふうに考えて予算に計上しておるところであります。以上です。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第13号美祢市議会政務調査費の交付に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、羽根財政課長。

総務部財政課長（羽根秀実君） それでは議案第14号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。定例参考資料の7ページ新旧対照表がございますのでご参考いただきたいと思います。地方分権の進展に伴い市の行政運営につきましては市民への説明責任を果たすことがますます重要になっております。また平成20年度から財政健全化判断比率等の公表が義務付けられ比率の中に連結決算による算定もあり、公営企業会計と美祢市土地開発公社及び市が出資

している美祢観光開発株式会社、美祢農林開発株式会社の会計についても財政状況を公表するよう、また公表の方法を定めることとし、所要の改正をしたものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第14号美祢市財政状況の公表に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市ふるさと美祢応援基金条例の制定についてを審査いたします。執行部からの説明を求めます。はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） それでは議案第15号美祢市ふるさと美祢応援基金条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案第15号はふるさと美祢応援基金条例の制定についてでございますが、基金条例の制定の目的はふるさと納税での寄附金を受け入れ、受け入れました寄附金を適正に管理運用しようとするためでございます。納税による寄附金は基金に積み立てまして、美祢市の将来の発展を目指して有効に活用しようとするものでございます。第1条は設置について、第2条は事業の区分、第3条は積立て、第4条は管理について、第5条は運用益金の処理について、第6条は処分について、第7条は寄附者への配慮について、第8条は委任ということでございます。平成20年の10月1日から施行するということになっております。ここで改めましてふるさと美祢応援寄附金というふるさと納税のことにつきましてご説明をさせていただけたらと思います。只今机上に資料をお配りしております。ふるさと美祢応援寄附金というこの1ページ目がタイトルでございます。これは現在市のホームページの方に掲載をしております内容そのものを出したものでございます。ふるさと納税という制度はもう既にご存知と

ということで割愛させていただきます。2ページをご覧下さいませ。寄附金をどのように活用するかということを書いております。寄附金は美祢市の将来の発展を目指して美祢市の明るい未来を築くためにその原動力となる人づくりと住みよい環境のもととなる美しい自然を守ることなどに使うという大きなテーマを掲げております。そして3ページ目にはその寄附の手続きについて書いております。この度後程一般会計の補正予算の方とも関連をしてみたいと思いますが、この寄附をしていただいた方に対するお礼の品々を5ページの方ご覧いただけたらと思いますが、5ページにはお礼の品としてこういうふるさとの特産物、これを差し上げるという予定にしております。そのための補正予算を今回お願いをしています。ホームページの掲載、それから使途の説明、それからお礼の品々、ということについてご説明を申し上げました。今後今9月でございますので、年内に20年中におきまして各方面からの寄附をいただけたらということでPR活動に努めなければならないと思っております。市のホームページの掲載はもちろんのことでございますけれども、市の広報への掲載もそれから職員の方々にも、まず遠くへとお住まいの方々がおられると思っております。そういう方々からのふるさと納税についてのお願いもしてみたいというふうに思っております。さらには市の職員で市外に住所があるという職員もあろうかと思っております。その方々にもまたお願いをするというふうなことでPR活動にも努めてみたいというふうに思います。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。質疑はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 波佐間部長、このふるさと美祢、課長やったの深い意味じゃない。ちょっと法律上に波佐間さんに聞こうと思って。このふるさとの応援寄附金申込書に私が住所と名前を書いて金額を1万円にして現金書留で郵送を市長あてにしたら受け取るんかね。私の名前で。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） ただいまの南口委員さんのご質問ですけど、ふるさと納税は市内、市外それぞれの住まれてる方からの寄附としていただくことは法律的に両方可能でありますので、市内に在住の方も美祢市に寄付をされるということも可能です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君）　じゃあ今まで現職議員が居住するところへの自治体も含めて寄附行為は公選法との関係があって禁じられちよるといって、そのさくら公園やら句碑も含めて議論をした経過があるんじゃないけど、これは納税ということじゃからその公選法の寄附行為には当たらないという解釈になるん。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君）　それでは時間もかなりたちましたので、10分間休憩したいと思います。

午後2時46分再開

.....

午後2時59分再開

委員長（荒山光広君）　それでは休憩前に引き続き会議を続行します。先程の答弁について、はい、波佐間部長。

総務部長（波佐間 敏君）　先程南口委員さんの方から私が寄附をした場合というふうな質問でしたけれど、私の方は一般論を語ってしまいまして大変申し訳ありません。市会議員という公選職にあられる方が選挙区内の市に寄付をすることは公選法に触れるということで、ふるさと納税ですけど寄附金にあたるということで、それはできないということでございます。以上です。

委員長（荒山光広君）　その他質疑ございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君）　2点質問いたします。1点は美祢市民がこのふるさと納税をした場合には住民税の減額という特典があるので税金が減るのではないかと、市民はしない方がいいのではないかなと思うのと、もう1点は国が交付税を減らすので、その対策とみられるこうしたふるさと納税案は苦肉の案だと思います。ふるさと納税がいけないというのではないんですが、正規の地方交付税を下してもらうように交付税が来るようにきちんと、ふるさと納税で賄うのではなく地方交付税がちゃんと正規の形でおりるように言っていくべきではないかという点です。その点についてお尋ねします。

委員長（荒山光広君）　はい、波佐間部長。

総務部長（波佐間 敏君）　委員さんご指摘のように国の三位一体の改革で地方交付税が削減されて地方自治体の一般財源となる交付税が減少傾向にあるということは事実でございます。地方交付税の制度そのものについて国にもの申して地方交付税を増額の方向にして一般財源を確保したいというのは我々地方団体の総意といい

ますか、どの自治体もそういうふうを考えており、地方六団体を始め国にそれは要望を常にしている状況で本年度はそういう意味合いがありまして新たな制度が設けられまして地方交付税、普通交付税の増額ということがあったわけですが、現在税源の偏在と申しますか、基本的にやはり所得税は国税になりますけれど、住民税が人口に比例してやはり都会に集中してるという状況がございますので、いわゆるふるさとを離れて都会で生活され仕事につかれておられる方が現在の社会形態だというふうになっておりますので、その故郷を離れて都会で生活されておられる方の故郷に対する愛情を寄附という形で、ふるさとの振興に寄附金という形で貢献していただきたいという気持ちによってこのふるさと納税の基金を確保して、美祢市の振興に資するように活用していきたいというのがこのふるさと納税の趣旨でありますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。（発言する者あり）住民税とのかかわりについて何か答弁がありましたら。はい、波佐間部長。

総務部長（波佐間 敏君） 美祢市民の方が美祢市に寄付をということですか。市外も含めて、（発言する者あり）

一つの例を申し上げますと、1万円寄附された場合に現金として市に1万円が入ってまいります。歳入として入ります。ご本人の方に取りましては確定申告を行い所得税と個人住民税で5,000円を超える部分が還付されてまいります。ということで住民税そのものも美祢市の住民税も歳入としての住民税も減額になりますけれども、最低限5,000円は個人負担という形になりますので単純に言えば市の歳入を考えれば減額の部分もありますけれども、それを上回る部分の寄附金があるということです。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑ございませんですか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 補正との関連になると思うんですけども、補正の方で収入が100万円になっておりまして、贈答品代、通信運搬費62万円になっていますが、そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、羽根課長。

総務部財政課長（羽根秀実君） 山中委員さんのご質問にお答えいたします。今言われましたとおり歳入につきましては、歳入と歳出は今申された通りでございます

て、申された通りです。

委員長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。はい、安富委員。

委員（安富法明君） 今山中委員が言われたことなんですが、一般会計の補正も出てますので、どこでどう聞いたらいいのかよく分かりませんが、こちらの方でお聞きをします。この補正財源が組んであることについては現状ある程度何件か入ってきて見通しを立てられて組まれたものかどうか。山口新聞でこれ多分県レベルの話だろうと思うんですが、ふるさと納税寄附金の状況というのが出てます。山口県の場合は15件で63万か、多いのは2億円なんていうのがよそのところであります。これ県に対してのじゃないかと思います。市に対して今の状況を教えてください。それとですね美祢市のホームページのコピーをいただきました。これを見ますとアクセスが178番目なんですよ、私今朝見ました。同じもんなんですが、393番目です。8月の28日か29日ごろ立ち上げちょっとと思うんですよ、確かあねえ書ちょっとと思うんですが、倍ぐらいになっているんですね短期間のうちに、かなり関心があるというが、そういうふうに見ていいんじゃないかというふうなことを感じます。それでですねお聞きしたいことなんですが、このふるさと納税のイメージ図だけではよく分かりにくいような気がします。5,000円はわかるんですが、5,000円の寄附に相当する部分は控除対象外ですよというのはわかるんですが、いろいろあれ見た感じでは個人住民税の1割相当、10%相当と残りは所得税の還付があるよ、4,000円としてあるんですが、住民税ですと29万3,500円の場合ですよ所得割が、10%というこの数字にならんかなとも思いますし、もう少し額が大きくなってくるとどうなるかということ、これ何か定額4、5万程度想定されておるのかも知れませんが、あるいは高額の100万単位というのもないとは限りません。そうあってほしいなとは思いますが、ただですね一部の意見ですが、ご両親を残されて都市部の方に出ておられる方あたり、かなり若い方でもですね、例えば九州あたりにおられる方でも、そらあ僕らは例えば固有名詞を出していいか分かりませんが、福岡なら福岡に払ってもなんちゅうことないから僕らしますよという話もあるんですよ。どこまでその実態といいですか、効果が出てくるのかというのはもちろんある程度たってみないと分からないとは思いますが、最大限ですねホームページ等で分かりやすくアピールした方が勝ちということですよ。よその県でも先程の新聞の話ですが、ものすごい差があ

ります。既にたくさんの要望があるところと問い合わせがあるところとそうじゃないところ、これ早く立ち上げられてそういうふうな活動されてる対応されてるところとそうじゃないところの差じゃろうと思うんです。美祢市はどうかということなんですが、そこでですね一つはこの対象となられる方、特に美祢市から外の自治体に転出をされてるような方の把握ができちよるかどうかということ現状で、そういうところにホームページを見られる人はそれでいいのですが、先程美祢市に納税するよという話をした者も5,000相当のお礼の品を考えてるよといったら、やはりそういうものより欲しいのは美祢の広報のようなもの、故郷がどうなっちよるかというふうなことを知りたいと言われるんですよね、ものすごく健全じゃなと思うんですが、ただ両方考えんにゃいけんと思うんですよ、3,000円ぐらいのお礼の品があるんですが、おそらくですね美祢市の市報ですか広報ですか、広報などをこういう方あるいはそういう対象の方を調べてですね、こういうことに取り組んでますよ、ということがいかにできるか、この辺にかかってくると思うんですよね。先程も意見がありましたように、これもし地方と都市の税収の格差をこれを持って是正しようというんじゃったら大間違いだろうというふうに思います。ですからあくまでも先程の話がありましたように交付税等で財源保障の問題、調整機能の問題というのは考えてもらうように我々も機会をとらえて主張していかにゃあいけんとは思いますが、できた制度そのものに対しては最大限取り組まなきゃあいけんと思うんですよね。それとさっきもありましたように出ていかにゃいけんように前も言いましたけれども、極力美祢市からは出ていかにゃいけんように美祢市に入ってくるようにと、これが大前提だろうとそういうふうに思います。その辺の対応が現状どうなっておるかということについてお答えください。

委員長（荒山光広君） はい、篠田税務課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 地方公共団体に対する寄附金控除の計算式についてご説明申し上げます。控除対象寄附金より適用下限額の5,000円をまず差し引きまして、10%について税額基本控除適用した上でその寄附者に係るところの所得税の適用税率を理論計算し、すでに税額基本控除で10%は控除となっておりますので、残り90%より所得税に係る税率を差し引いて得た率を控除対象寄附金より適用下限額の5,000円を差し引いた額にかけ特例控除額を求めます。所得税につきましては所得に応じ5%から40%の税率が上がりますので、その人の所

得に応じて税率が変わっております。税額基本控除、特例控除に加え所得税からの控除により市民税、所得税割の1割を限度とし全額控除となるものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、安富委員。

委員（安富法明君） とりあえず今の件を、課長頭がええからわかちよるんじやろうけど、できれば何か資料があれば配ってもらおうと、今じゃなくていいですよ。あとでもいいですからお願いをいたします。

総務部税務課長（篠田恵司君） わかりました早急に手配いたします。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 安富委員のご質問にお答えいたします。今現在本市へふるさと納税が納入されているかという点でございますが、現在2件ございまして9万5,000円ほど頂いております。先日県レベルでのふるさと納税に関する情報が掲載されております。山口県は15件で63万入っておるといってございまして、栃木県の方では2億円、これは大塚製薬会長さんだっただと思いますが、個人で2億円ほど納めておられます。そういうケースもございしますが、このたびホームページを立ち上げましてそのホームページへ訪問される方がどのくらいおられるか、どのくらい興味を持っていただいておりますかということで改めてカウンターを付けておるところでございます。カウンターは毎日多くの訪問者がおられまして日に日に上がっているところでございます。大変関心を持っていただいております。今回ホームページに掲載しております。内容でございますけれども、まずホームページで掲載をして情報発信をということでまず急ぎましたので、イメージ図これはまず掲載する、それに合わせて先程委員さんも言われましたとおり分かりやすく、例えば収入が何百万その段階に応じていくぐらいが対象になるのかというそのあたりもこちらの方では資料を持っております。国関係の資料もリンクができるようになっておりますので現在本市のホームページ内容もそういう意味でだんだんより詳しく見ていただけるように改良加えたいというふうに思っております。そういうことでその次のご質問でございますけれども対象の把握をどのようにしておるかというご質問でございますけれども、それを今から年内が一つの20年度、20年の9、10、11、12月まで間が一つの区切りでございますので、その間において先程申し上げましたけれどもまず職員が

本市には700名以上いるわけでございます。そこからその職員には必ず、必ずと
いいですか、その家から遠くへと出ておられるというか、そういう方々が関連のあ
る方々が外の方におられるではなかろうかということで、まず職員からそういう情
報を把握するということを考えております。もちろんいろんな方法としてその一つ
は市の広報でも今から掲載をする、それによって市内全域から市民の方々からそ
ういう情報を基に寄附金のお願いをする先をリストアップしていきたいというふう
に思っております。更に広報がほしいがというお尋ねでございますけれども、お礼の
品に併せてもちろん市の広報とか市内の情報も併せてお送りしたいというふうなこ
とで考えております。申込書の中にもいろんな資料を希望するか、されないかとい
う項目も設けているところでございますけれども、最大限そういうふうな形でふる
さと納税の制度に取り組むように考えております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） その他ございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 私が最初に質問したのはふるさと美祿応援基金条例でお金を
もらうんじゃけいいじゃないかというのではなくて、お金をもらう際、もらっちゃ
あいけんお金があるんじゃないかというのが言いたかったんですね、それをチェッ
クする。それから2番目にもらったお金をじゃあどう管理するのかという質問なん
ですが、ここの第4条に基金に属する現金は金融機関への預金ということで、まる
がついておけばよかったんですが、その他最も確実かつ有利な方法により保管しな
ければならない。今のご時世でその他最も確実かつ有利な方法によりというような
ものがあるとは思えんのじゃけどあったら答えて下さい。それから3番目は入る管
理、そうすると今度は出る何ですね、この基金の積立て、管理、処分その他基金の
運用にあたっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない
と、市長はということでおそらくここの資料の中に書かれている形である程度、基
本的に市外の在住者対象に美祿市から出身したことの説明がさっきあったように、
ところがこの運用で十分寄附者の、て言うても2億円ぐらいじゃのうても、せめて
1,000万、2,000万単位寄附すれば、市長が頭下げてどうやって使おうか
と寄附者に相談いくじゃろうけど、普通1万円、10万円ぐらいの寄附なら意向が
というても使い道非常に難しいのではないかと思います。その辺である程度施行規
則でどう運用していくかということで書かれておるのですが、結局何が言いたいか
といったらとりあえずホームページに載せてアピールせんじゃあいけん。しかし

条例、実際に管理運用していくのに条例から見れば若干不十分があるんじゃないかと思うんじゃないかと所管はどこになるんかいね。条例そのものの所管、総合政策になるのか、とりあえずは早くアピールすることが大事じゃから議会の議決が必要だということと合わせながら、この条例そのものはそういう寄附をされ管理運用していく中でやっぱり一定の見直しが必要じゃないかと思うんですがいかがですか。

委員長（荒山光広君） はい、兼重総合政策部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 最も確実な有利な方法で保管ということでございますが、そういった方法があればということでございますので一番いい方法でやったらというふうに思います。この制度でございますが先程から縷々説明をしておりますが、要は税法改正により目的はやはり都市部の人口の多いところから中山間部の市町村へ少しでもお金を持って行こうというのが目的だろうと思います。しかしながらこの制度を全国津々浦々といいますが、どこの市町村もすべてやるわけございまして、ある意味競争でございます。競争の中でしかも特徴を出さなくてはならないということで、非常にどこの市町村も県も交えてでございますが、苦労があるところでございます。それと申されましたように美祢市は決してこの条例制定についても早くはございませんし、できるだけ早い時期にですね立ち上げたいというのが私の本音でございます。この制度そのものもいろいろと先程から言われますように問題もあろうかと思っておりますので、おっしゃったようにやってみてやはり山口ということがあるかもしれません。使い方についても集まる金額によりまして、またご相談しながら美祢市のために使っていったらというふうに考えております。

委員長（荒山光広君） その他質疑ございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） ふるさと納税についてはほとんど検討する時期もあるんですけど、南口委員がしっかり言われて納得された状態ですからあえて言うことはなかったんですけども、今強気でしっかりとふるさと納税についてはやっていくと、この寄附金は人づくり美祢市の新しい美祢市を築く上においては非常に大切な部分であるということを言われました。そういうことで取組みとして今後のいろいろ方法はあると思いますけれども、例えば美祢市において今までの著名人の方が山口県以外、東京、大阪と出られて相当な資産家であると、そういった方に関して美祢市はこういう状態ですよ是非寄附をしていただきたいというそういうアグレッシブなそういう寄附金の要請とかいうのは今後考えておられるかどうかお聞きしたいなと思

います。どうでしょう。

委員長（荒山光広君） はい、兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 後程の予算の方でもしたいと思いますが、一応先程課長が申しましたが、まず職員をもってこの制度の中身をまずしっかり理解をさせるとそして職員の家族や知人友人の方を中心に今名簿を集めてると更には市民の方にもご協力をいただき、議員の皆さんにも是非該当者のこれを機にご協力いただきたいがというふうに考えております。この条例を認めていただいたのちにさっそくその作業に入りたいがというふうに考えております。以上です。

委員長（荒山光広君） 質疑もかなり出たようですが、ご意見等もしありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第15号美祢市ふるさと美祢応援基金条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より本委員会所管事項について説明を求めます。はい、田辺部次長。

総務部次長（田辺 剛君） それではこの補正予算書により説明いたします。始めに歳出から説明いたします。12ページ、13ページをご覧いただきたいと思えます。2款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費の総務管理経費でございます。これは秋芳町において係争中であります準用河川の工事による家屋損傷に係る住民から訴訟の提起がありました。一審は市が勝訴いたしましたが、原告が上告請求し既定の弁護士委託料に不足を生じたため55万円を増額補正するものです。なお本日机上に資料をお配りしております。準用河川奥原川河川護岸災害復旧工事にかかる訴訟についてという資料をお配りしております。昭和55年の工事に始まって、現在までの経緯を載せております。それから位置図、平面図も付けておりますのでご参考にさせていただきたいと思えます。一審は平成16年訴訟が提起されまして平成20年6月18日に結審しております。ところが原告が判決を不服とし広島高等

裁判所へ平成20年6月に上告しております。平成20年8月5日に広島高裁の方で受理されております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、古屋地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 引き続きまして委託料、同じページの13ページでございます。014電算管理経費でございます。電算システム変更委託料1,050万円であります。これは個人住民税の徴収効率の向上及び高齢者に係る納税の利便性の向上に資するため、また税務の事務効率向上のため公的年金から特別徴収制度を創生するための電算システムの改修経費でございます。平成21年11月から運用が開始されるということで、本年度は地方税の電子化協議会からのデータを受け入れるためのシステムを今年度変更するという事で計上させていただいております。

委員長（荒山光広君） はい、羽根財政課長。

総務部財政課長（羽根秀実君） それでは引き続きまして、目5の財産管理費でございます。委託料といたしまして90万5,000円を計上しております。これは美祿テクノパーク内の環境整備ということで、草刈りの委託料といたしまして90万5,000円を計上いたしております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 続きまして目の10でございます。活性化対策費でございます。説明の欄をご覧ください。先程来申し上げておりますふるさと納税に対する贈答品代として40万円、ふるさと納税に関するPRのための通信運搬費として22万円、そして寄附金としていただいたものを基金へと積み立てるということで100万円計上しております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 続きまして、負担金、補助及び交付金のところになります。27万5,000円でございます。豊田前地区活性化対策事業、ふれあいセンター助成金という説明としております。これは美祿社会復帰促進センター開所によりまして豊田前地域から全国へ情報発信とふれあいセンター公衆トイレの維持管理に要する費用を支援するものであります。当初景観重視型工業団地として整備されました復帰センターのエントランス部分にふれあいセンターが設置されましてオープンしたところでございます。しかし周辺には公衆トイレがあり

ませんで休業日にもトイレが使用できるようにしてほしいというふうな要望がたくさん来ておるということを聞いております。このため休業日にもトイレ解放を実施したいというふうに豊田前地域ふれあいセンター運営協議会から要望があったところでございます。諸般の状況等勘案した結果トイレ及び周辺の維持管理費用として月額2万5,000円の1ヶ月分、27万5,000円を補正計上したものでございます。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、篠田税務課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 続きまして2款総務費・2項徴税费・目の賦課徴收費についてご説明を申し上げます。本年4月30日の地方税法一部改正を受け平成21年4月1日より適用開始となり、同年10月支給分より実施となる公的年金に係る所得に係る住民税の均等割額及び所得割額を公的年金から特別徴収する際、市町村と社会保険庁をはじめ各共済組合など年金保険者との間で特別徴収に係る情報のやり取りを直接的に行うのではなく、経由機関として地方公共団体が共同で開発運用を行っている社団法人地方税電子化協議会の地方税ポータルシステムエルタックスを介して情報のやり取りを行うものであります。このエルタックスのシステムではインターネットを利用して電子申告、電子納税、各種の申請及び届出などが可能であり、行政側は主に審査部門を担っております。今回の法改正より来年度より住民税の年金特徴が始まり全国的に膨大な量の情報処理が必要であることから、新たに審査システムを提供する事業者として民間のASP事業者を社団法人地方税電子化協議会が認定登録し、このASP事業者がエルタックスのシステム上で各市町村ごと各年金保険者ごとの情報処理を行い、市町村・年金保険者間の情報伝達の媒体となるものでございます。今回年金特徴に関しエルタックスシステムの初期導入経費などお願いするものでございます。また補正対応といたした理由でございますが、適用開始は平成21年4月からとなっておりますが、来年の所得税確定申告に先立ち例年明けの1月に各年金保険者よりペーパーで送られてきておりました公的年金等支払い報告書が、今回よりこの経由機関を通じエルタックスのシステムにより電子的方法でデータの授受が行われることとなっております。従いまして来年1月には体制の構築を完了しておく必要があります。内訳でございますが、委託料として電算システム導入委託料299万3,000円、これにつきましてはエルタックスシステム及び審査システムの初期導入経費でございます。次に使用料及

び賃借料6万3,000円、地方税電子化協議会が認定している審査システムを提供する民間の事業者に対する本年11月から来年3月までの情報処理サービス利用料で、1ヶ月1万2,000円となっております。備品購入費37万8,000円、年金特徴専用端末購入経費でございます。負担金、補助及び交付金ですが、地方税電子化協議会負担金として5万3,000円計上しております。以上ご説明申し上げます。よろしくご審議下さいませ。

委員長（荒山光広君） はい、田辺部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 続きまして18ページ、19ページをご覧いただきたいと思います。一番下の枠になりますが、10款教育費・5項社会教育費・1目社会教育総務費の一番右の説明欄の山口国体準備経費であります。これは平成23年10月に開催されます山口国体、美祢市においては自転車競技と軟式野球が開催されることになっております。この準備経費としまして事業実施主体となります実行委員会に対する補助金90万円を追加計上いたしております。7月9日に山口国体の開催が正式決定されまして、これを受けて9月中には実行委員会を立ち上げることであり、実行委員会では今年度は主に市役所本庁舎や総合支所、また協議開催場所に掲げます横断幕などの広報宣伝に要する経費として支出する見込みとなっております。歳出については以上です。

委員長（荒山光広君） はい、羽根財政課長。

総務部財政課長（羽根秀実君） それでは引き続きまして歳入につきましてご説明申し上げます。10ページをお開きいただきたいと思います。10款地方交付税・1項地方交付税・目地方交付税ということで、今回の補正額が2,643万6,000円の歳出の財源が必要になります。特定財源の国・県・寄付金などの453万7,000円を特定財源で充当しておりますけれども、その不足分の2,189万9,000円を地方交付税で充当いたしました。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 続きまして、17款寄附金・1項寄附金・2総務費寄附金でございます。これは先程来申し上げておりますふるさと納税についての本市の寄附金を一般会計へ計上したところでございます。そして入りましたものは先程申しましたように積立金として歳出の方では積立金として100万円計上したところでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 以上、説明が終わりまりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 総務費の中で賦課徴収費で電算システム導入ということですが、これは高齢者に関わる個人住民税を公的年金から天引きするというそのためのシステムなんです。65歳以上の高齢者の方は今まででも介護保険そして後期高齢の負担金とかたくさん引かれています。その上に住民税を引かれると本当に生活を脅かされると思います。天引きということは支払の相談もできないし、ちょっと払うのを待って、水道料とかは払ってそのあとでこうとか、差し繰りもあると思います。そういうのができなくなってしまう。本当に少ない年金から高齢者の方はこういったことをされる、年金から天引きされるということは生活を脅かされるものだと思うので来年の10月から導入されるその制度について地方税法の改正に反対をします。その情報のエルタックス、これについてはいいと思いますが、情報を把握するという面ではいいと思いますが、住民税を天引きするのはいかがなものかと思います。住民を守るため、高齢者特に生活を守るためには導入にまだ来年の10月ですから、あるのでそういう点でも住民高齢者を守るというか、生活を守る面ではやはり県とか国に要望するべきではないでしょうか。と思いますが。

委員長（荒山光広君） はい、篠田税務課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） この特別徴収制度につきましては先程ご説明いたしましたように本年4月30日の地方税法の改正によりまして、全国的にこの住民税の年金特徴が開始となるものでございます。それにつきましてこの制度の概略をご説明いたしたいと思っております。特別徴収の対象となる税額については公的年金等に係る、所得に係る所得割額及び均等割額でございます。その対象者は市民税の納税義務者であって前年中に公的年金等の支払いを受けた者の内、その年度の4月1日に老齢基礎年金等支給されている65歳以上の者であり、その年額が18万未満である者や市の行う介護保険の被保険者でない者などを除き、公的年金に係る所得割額及び均等割額を老齢等年金給付から特別徴収するものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今三好委員がお尋ねをしたところで、簡単に説明してください。高齢者や低所得者にこの導入で負担が高くなったり困ったりするような状況が

出てきますか。

委員長（荒山光広君） はい、篠田課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） この制度の対象となる年金受給者は、年金収入が148万円以上の方が対象となっております。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） じゃからこれでこのシステムが導入されて公的年金から天引きをする特別徴収が実施されるということなんですが、今の現状と比較して対象となる年金所得者なり、148万円の所得で見ると負担が重くなるんですかどうなんですか。

委員長（荒山光広君） はい、篠田課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） それについては変わりません。

委員長（荒山光広君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 家計を預かるものとしては年金から天引きされたら残りがないんです。先程来もありましたけど、水道代払ったり、私は持ち家じゃけど住宅の方たちは、先程もあつたじゃないですか滞納が多いとか、医療費の滞納とか、ありましたよね。だからそういったせつぱつまった急ぐものは先に払って、この住民税は100円督促料取られてもちょっとこれは後回しにしたいと、差し繰りがあると思います。最初から天引きされるというのはいけません。（発言する者あり）生活守るのが行政の役目じゃないでしょうか。

委員長（荒山光広君） 三好委員、意見でいいですか。（発言する者あり）はい、三好委員。質疑をお願いします。

委員（三好睦子君） 148万円に該当する、美祢市ではどのくらいの人口になるんでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、篠田課長。

総務部税務課長（篠田恵司君） 今現在につきましては、その情報をまだ持ちえていません。これから経由機関を通じていろいろと情報が流れてくると思います。以上でございます。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 質疑がないようでしたら、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第7号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

委員長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、藤澤病院局長。

病院事務局長（藤澤和昭君） それでは議案第10号平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。資料は白背表紙の平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）というふうに記載してあります。お手元にお出し頂ければと思います。

今回の予算の補正は、医療機器等の購入経費に充てる財源の確保に努め、病院事業及び介護老人保健事業の収入において、新たに国・県支出金の追加を見込むとともに、支出において所要の調整を行うものであります。

補正予算書8ページ、9ページをご覧ください。今回の補正は、三つの事案からなっております。まず一つは、介護老人保健施設の送迎車両の更新にあたり、当初予算では車両のリースを計画していたものを電源立地地域対策交付金の対象となる医療施設整備事業とするほうが有利であるとの判断から、資産として購入するよう予算を組み替えるものであります。予算の上では、収益的予算において経費として計上していた66万1,000円を減額する一方、資本的予算において資産購入費345万9,000円を追加するとともに、その財源として交付が見込まれる県補助金280万7,000円を計上したところであります。

二つ目は、美東病院の施設整備事業については、所定の要件を満たした場合、国民健康保険調整交付金の対象となることから、市国民健康保険事業と連携し、関連例規等の整備を行うとともに、その財源確保に努めたところであります。予算の上では、資本的予算の市国民健康保険事業特別会計からの繰入金として262万5,

000円を追加計上したところであります。

三つ目は、病院事業の建設改良費に充てる財源として、企業債の確保にあたり、予算措置が必要となったため、所要の額を計上するものであります。この結果により、当年度純利益としては669万1,000円を見込むところであります。

以上で、平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）に関する説明を終えたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第10号平成20年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号美祢市過疎地域自立促進計画の策定についてを審査いたします。執行部からの説明を求めます。はい、佐々木企画政策課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） それでは議案第19号についてご説明を申し上げます。議案第19号は美祢市過疎地域自立促進計画の策定についてでございます。本来過疎計画は平成17年度から平成21年度までの計画がございまして、旧一市二町で計画をしております。合併によりまして新美祢市ができましたので新美祢市としての過疎計画の策定が必要となったものでございます。内容はこれまでの旧一市二町で計画されていたものをまとめたものでございます。これによりまして過疎債等の適用が受けられるということでございます。資料は二つございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） この過疎の自立促進法はあと何年あるんかいね、それと今後

の見通しなんじゃけど。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 平成23年の3月まででございます。

（発言する者あり）20年度と21年度でございます。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） いいですか。22年の3月までということですか。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） ということでございます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 過疎計画は所管はどこが窓口になって策定に入るんかいね。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 過疎計画につきましては、今平成20年度と平成21年度につきましては今現在お示したところでございます。それ以降につきましては、その次の国についての方針決定が未だ出されておられませんので各方面から国に対する要望を今しておるところでございます。

委員長（荒山光広君） 所管課はどこかということなんですが。はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） 所管課は企画政策課でございます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 過疎計画の中身はさっぱり報告をされちょらんの内ね、具体的にどのような計画を立てて過疎計画の中に盛り込んで、どういう事業項目を重点に国に要望していくんかとかいうようなものはもう検討されちょるんやろ。前の一市二町の方は継続しちょるんじゃろ。それを新市になってどねえ取り纏めるとかいうようなものは作っちょるんかね。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） これは旧一市二町の既に計画をされておりましたものを集めたものでございます。今後の計画はまだ未定というところでございます。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） この法律が21年度末まで、もう一回念を押しけど。そこをハッキリしていや。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） はい、21年度までです。

委員（竹岡昌治君） そうすると促進計画ということで20年と21年度の事業計画が示されてますよね、そうすると例えば国とか県に関わる予算、国に関わる予算というのは既に調整できてないとおかしいよね、今からやりますというのじゃ間に合わんと思いますよ、21年間に合わんと思いますよ、普通国相手じゃったら6月から7月まででしょう。ここに掲げてある21年度の計画はそうすると国との調整はすべて終わってるという認識でいいのですか。ちょっとそれをもう一回答えて下さい。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） そのように理解しております。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 例えば有線テレビのこれについてはかなり前から継続ということなんですが、他のですね、学校だとか、そうしたものが一杯21年度に並んでるわけ。国との調整ついて予算化も21年度には出せると、こう理解してもいいんですかね。

委員長（荒山光広君） はい、佐々木課長。

総合政策部企画政策課長（佐々木郁夫君） そのように理解しております。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今課長がそうってますという、そうするとですね、例えば教育振興の中でも赤郷とか淳美、綾木、美東、これを見ただけでも相当の金額ですよ、投資金額が。それから大嶺中、於福小学校だとか一気に出てるんです、よそれが国との調整がついて来年度予算あげるということになると起債も全部決まっちゃらんやいけん。そんな話は今まで美祢市の中での過疎振興計画の中で私は寝ちよったんじゃろうか、ほんなら。寝ちよったんなら私が悪いけど、私は記憶がない。それからもう1点は21年度あげられて、ただ努力目標ということならば理解できるんですよ。そして更に時限立法ですから、またおそらく選挙もあるし、議員提案になるだろうと思うんですよ。さらにこれは延長されるじゃろうと、もしくは新たな法律ができるだろうと期待をしてるわけです。それに対しても向かっていくというのなら意味はわかるんですよ。もう一回ちょっとはっきり答えていただきたい。今の課長のお答えだったらじゃあ起債もどういふものを使うとか、そこま

で7月頃までに出ちょらんにゃあいけん話じゃあね。

委員長（荒山光広君） 時間が1時間以上たちましたので、15分まで休憩をしたいと思います。その間今の答弁整理していただきたいと思います。

午後4時08分休憩

午後4時17分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に続き会議を続行いたします。先程の答弁、はい、兼重総合政策部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 過疎地域自立促進計画の件でございます。この過疎法といわれますのは、昭和45年4月に第一次が施行されました。それから時限立法で10年ごとに改定をされまして、現在のこの計画ですが、平成12年4月に施行されまして、過疎地域自立促進特別措置法という名前でございます。そして平成17年の4月から22年の3月まで後期計画ということで、旧美祢市、美東、秋芳それぞれですね過疎法の適用を受けておりましたので、別々ではございますが計画を持っておりました。この度この途中で合併をいたしましたので新しい新美祢市としての促進計画を作る必要が生じました。しかしながら旧市町とも計画がございましたのでそれぞれの計画を一枚にまとめたもの、集約したものがこれでございます。それでこの計画でございますが、この計画は、計画あげたものすべて実施をするというものではございませんで、逆にこの計画にあげておかないと起債等がつかないというものもございますので、ある意味該当しそうだとか、あるいは必要だなというものはすべてあげております。しかし実際実施とは異なるわけでございます。当然21年度事業もございます。この中に21年度に是非ですね実施したいという事業がありまして載ってない場合もありますが、それはまた計画の見直しを提案いたしまして議会の方で議決をいただければ計画として認められるというものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今部長の答弁でよくわかったんですが、今後ですね、私旧美祢市とか旧秋芳町とか実は言いたくないんですね。これも休憩時間に皆さんにもちょっと話たんですが、この9月議会は決算やらあるんで旧自治体のことをどうしても議論しなくちゃならぬので、旧秋芳町とか旧美東町という表現させていただきま

す。今後については美祢地区とか美東地区とか秋芳地区という言葉を使わせてもらいたいんですね。でないといつまでたっても一体感が生まれないうらうと思うんで、それはさておいてですね、私は是非このローリングする時、使わんといいながら旧美祢市においては事前に議会とローリングのあれをやってたんですよ。こんなにいきなりぼーんとは出てなかったんですよ。今回ぼーんとしてきたのはいいけど一杯並べてあるんでびっくりしましたし、おそらく予算は今部長が答弁されたとおりにらうとは思ったんですが、是非実現するような国や県との努力は引き続きしていただきたいし、もう一点、4ページにあります、今度は観光について秋芳洞の開洞百周年記念事業、これは大きなイベント事業だらうと思うんですね、21年度に3,000万の予算が計上してございます。これは来年のいつやられるのかは知りませんが、もう既にですね準備委員会とかそういうものができあがっておかないと間に合わんのじゃないかなと思うんですね。何でかっていうと通常やるイベントにその担当部局は今追っかけられてるような状態だと思うんですね。そうするとこんな大きなイベントをやると、これも当然過疎債を使こうてという形か、ほかの資金使われるかは別としてですね、是非準備をもうやっていかなくちやいけないんじゃないかなという気がします。そこでここに掲げてあるのは是非実現に向かったの最大限の努力をしていただきたいということで終わりたいと思います。以上です。

委員長（荒山光広君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第19号美祢市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号美祢市有線テレビ高度情報化整備工事の請負契約の一部を変更することについてを審査いたします。執行部より、説明を求めます。

はい、古屋地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 議案第20号でございます。議案の20 - 1ページをお開きいただきたいと思います。議案第20号は美祢市有線テレビ高度情報化整備工事の請負契約の一部を変更することについてであります。これは平成19年度より2ヶ年計画で美祢市有線テレビ高度情報化整備工事に着手しているところですが、自主放送設備のデジタル化及び伝送路設備追加によりまして当初請負金額11億3,925万円を2億1,240万4,500円増額いたしまして13億5,165万4,500円とする変更が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案したものでございます。この工事の変更点についてご説明申し上げます。大きくは二点ございます。自主放送設備のデジタル化、それから二番目といたしまして伝送路の設備の追加というのがございます。一番目の自主放送設備のデジタル化の理由についてでございますが、設計当初自主放送のデジタル化は機器の規格運用が統一されていなかったために従前の自動送出装置、スタジオ・副調整室システム、取材システムなどアナログ機器をやむなく継続使用するように計画をしておりました。しかしその後日本CATV技術協会からデジタル方式の規格運用規定が示されまして統一化が図られたこと、また現在使用している機器はアナログでございますけれども、老朽化してきていること、それとメーカーのサポートが終わったということで、もし故障しても補償対応ができないということが判明いたしました。このため新規にデジタル化に対応した機器の整備が必要になったということでございます。二番目の伝送路の設備の追加についてでございます。現在中電、NTTの電柱に光ケーブルの共架を行っておるんですが、老朽化した電柱とかまたケーブルが多数かかっている電柱については強度の不足のために一緒にその電柱を使わせてもらうということが、断られるというケースが多ございます。そのため伝送路のルートの変更また自営柱、自前で建てる電柱のことですが、これの追加が必要となってまいりました。このためその追加の工事が必要となったということでございます。それから軒先に引き込みにする時に電源を供給しなくてはいけないんですけれども、当初は宅内からの同軸ケーブルより電源供給を行う予定だったんですが、宅内の配線構造によっては電源の確保が困難な場合が発生するとかいうふうなことがありまして、これ専用ですね、軒先の電源工事をやるということで追加が必要になったということでございます。先程申し遅れましたが、自主放送のデジタル化には9,155万ぐら

い、それから伝送路の設備の追加関係には1億2,000ぐらいにお金がかかるということでございます。ちなみにこれの中の補助対象に係る経費のうちの3分の1が国の補助金がいただけるということで、現在ちょっとはじいてみたところ6,580万円程度ですね、補助金がいただけるということで、もしこれを逃してあとまた追加やろうとしても補助金の対象にならないということで、この度は是非これをやらしていただきたいということで計画したものでございます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 普通工事を行う場合はですね、当然見積りの精査をすると思うんですけど、現地の視察をして見積もりを出すと思うんですけどね、その中に見積りの条件として最初の金額に書いてなかったんでしょうか。例えば伝送路の追加工事ありますね、1億2,000何がしか、これなんか普通は見積る場合に最初にご見積りの中に入れて、それがなかったら条件として付すんですけどね、その辺がいかにも不自然に思うんですけどいかがでございますか。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 当初の設計ということでですね、その辺の設計の制度というのも問題なろうかと思えますけれども、何せ自前のケーブルを引くということでですね、例えばNTTの電柱に乗せていただきたいという申請をしてもですねなかなかちょっと難しい点もございましたので、そのあたりもあると思いますし、当初はそれができるといふふうに考えておったんですけども、それがちょっとなかなか難しい状況が生まれたということがありまして自営柱等の電柱が増えたというふうに聞いております。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、先、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） 民間の場合はね必ずその見積りの条件にそういう突発的なことってというのは、条件の中に書いてあれば問題ないんですけどね、最初の見積りの中に、もし書いてないのであればフィフティ・フィフティとかですね、強引に押しつけるっちゅう場合があるんですけど、お役所の場合はそういうことはないんでしょうね。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 業者さんのほうにはかなりの融通を利か

せていただいておりますねやっておるつもりでございますが、公がやるということなので、そのあたりはしっかり厳正にやっておるというふうに自負しております。

委員長（荒山光広君） よろしいですか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今田邊委員が触れたけど、当初これの予算、一昨年の方の当初の説明は、農林課長がこれ事業説明しよったやろ。農林課長が説明して全員協議会に、旧美祢市の全員協議会に業者を連れて来て勉強会をしちよるそいね。その時にこの総事業費と、それからもしいろんなものを事業で見直しが必要、それから双方向性でテレビで見て病院の先生がテレビ診断をするとかいうものはハードもソフトも何が要るか、追加事業が何か要るかと言えばいろんなソフトを作らんやあいけんと。最低600万から、必要であれば2,000万、3,000万かかると、ソフトのメンテナンスだけでね。その上に双方向であればそれぞれ発信する側も受信する側もカメラも含めてね、ハードの部品がこういうことで要するというやつを2年前にやちよるそいね。その時に少なくとも当初の予算で今後見直しが必要、それから更にこういうもの付加をつけるならば、どの程度予算かかるかということで資料に基づいて議論しちよる。ですから事業そのものの当初の予算から更に見直しをするならばということをやちよって、なおかつ今の時点で約2億、その6,000万は国の交付金やけど、1億5,000万は、しかも補正で全然組まれちよらんそいね、やけ財源も含めてどうする気なんかの一番肝心なところの説明がないんじゃけど。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 当初ですね、設計金額が13億5,800万円ぐらいで設計がされております。これは2カ年の工事でございます、19年と20年の予算で、20年度については債務負担ということで計上しております。19年度については支払っておると。それで20年度につきましては結局その当初の事業計画の設計金額の中で、今の変更金額以内になるということで、予算については19年度で立てた事業計画の中でまえるということでご理解いただきたいと思っております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 何を理解すればいいのかちょっとよくわからんのじゃけどこの事業そのものは2ヶ年度で予算を組んで業者と契約を結んだと。少なくとも契約

を結んだ段階でこの当初の計画にないものを付加を、事業に付加をつける新たなサービスや見直しが必要だったという議論はすでに2年前に済ましちよると。技術的にこの自主放送設備のデジタル化及び伝送路設備を追加整備するっちゅうことそのものの意味がようわからんそいね。当初の事業のとおりに進められなくなったという意味かね。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 当初はですねまだデジタル化の機器の規格、先程言いましたように機器の規格とか運用とかがまだはっきりしてなかったということで、（発言するものあり）その部分については現在にいたる間にデジタル化についてのですね、その規格が決まったと聞いております。当初はアナログのまま設備を改修してでもやろうとしておったんですけれども（発言する者あり）

委員（南口彰夫君） 当時西岡議員が少なくとも議論の中で最も詳しくて、平成11年かいね、西暦11年かいね、今のテレビが一切見られなくなりますよと、一切NHKも含めて国の施策で、今のテレビが一切見られなくなるからそれに対応したような、MYTの放送も含めてよ、その対応していかにゃあいけんということでこの事業が必要だという説明やったわけ。これを導入すれば今パソコンでインターネットをしよるのは、一番最初はADSLちゅうてもものすごい自転車で走るようなもん、それがうちのこの市立病院を中心にISDNが自転車とするならばADSLが原付のカブいね、の速さまでなっちょるけど光ファイバーちゅうて来福台だけNTTが試験的にやりよるわけいね。それが普通乗用車ぐらいまでの速さになりますよという説明やったそいね。それをこの事業で全世界に一律供給することができる。そのサービスが提供できるが、さっき言うたようによその地域でやっちょるようなテレビでお医者さんが受診をするような双方向性についてはこれは別途予算やから、ソフトもハードもお金が別途で予算がかかりますとそのサービスはと、いう説明やったそ。今度これのことでもともとデジタル化をすることじゃったんよ。あんたが言いよるアナログじゃないよ。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 今私が言ったのはテレビの映像のほうです。委員さんがおっしゃられるのはインターネットのお話だろうと、（発言する者あり）ですからテレビのデジタル線とインターネットの100メガがいけるという

線が2本同時に各家庭に入るわけです。この度の変更というのは自主番組のテレビカメラだとか編集機器だとかそれをデジタル化に対応したものを買いたいと、そういう意味なんです。それがないとですね、（発言する者あり）そういうことです。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 当初予算で14億もかけて、もともと美祢市はケーブルテレビで各家庭にその放送を含めてサービス提供しちよってよ、この期におよんで何でMYTの機器が当初予算に入ってなかったということになるんか全然理屈あわんわあね、14億もかけてから。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 当初それも入れたかったようなんですけれども。

委員（南口彰夫君） これは相当議論しちよるんよ、14億かけて何で急がんにゃあいけんのかと。それで中身は何なのかというのをチェックしたんよ。やから当初農林課が国との関係で今着手しちよかんにゃあ補助金がらみやから急いじよるちゆう話やったわけ。ところが一番肝心、かなめなやつ14億かけてその配線はやりましたと、ところがMYT本体の中の機器が対応できんから、これは事業全部終わったけど実施はできんと。そんな馬鹿な、それこそ民間じゃないけど馬鹿な契約なかる。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） それはそうではないと思います。いわゆる電波を受けてそれから各家庭に送るのはできるわけです。ただ今のこの自主放送番組等の使用する機器についてですね、それはまだデジタル機器がまだ規格とかが統一されてないからしょうがない、アナログで今までのまま使ってそれで対応しようとしておったわけなんです。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） テレビを見る側だけでも説明はよ、今のテレビじゃ見えなくなりますと、今メーカーがやりよるのは少なくとも今のテレビでも別売りの受信機を購入すれば何とか対応できると、それも最低5,000円程度ぐらいで市場に出すように努力したいっていうのが今のメーカー側の言い分なんよね、当初何万円、何十万やったんよ。それを少なくとも一律に受信できるようにしようと思えば5,

000円程度に抑えんによあ、老人世帯やらも含めてやね一斉にちゅうことにならんのやないかちゅうのはマスコミ等通じて僕らにも理解できるわけいね。ところがこの事業そのものは当初デジタル化に対応するためにやったんよ。説明の中にその例えばMYTの俗に言う録画放送機器ね、それについては今すぐには対応せんからそれを除いてありますよ、っていうような説明は全くなかった。やけど今のあんたの話やったら一番ここが本体の肝心要の話じゃあね、事業とすれば。

委員長（荒山光広君） はい、古屋課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） （発言する者あり）いや、対応できるやつは、その機器で行こうとしちよったわけです。（発言する者あり）それでテレビは見られます。（発言する者あり）

委員長（荒山光広君） 古屋課長、具体的なですね、例えばカメラが悪いとか、私もよくわかりませんが、放送の編集の機器が悪いとか、その辺の具体的な機器をですね言うてもらえれば少し理解できるんじゃないかと。はい、ちょっと待ってください。ちょっといろいろ行き違いがあるようですので、ちょっと休憩を挟んでちょっといろいろ整理したいと思います。暫時休憩します。

午後4時43分休憩

午後4時49分再開

委員長（荒山光広君） それでは休憩前に続き会議を続行いたします。先程の答弁について執行部のほう何か。はい、村田市長。

市長（村田弘司君） このことに関して私のほうからご答弁させていただきたいと思います。ちょっと今議論で誤解があったようでございますので、今回ですね議案でお願いしておる2億1,240万、これはですね実を言うと当初この2カ年計画でやるというですね、全体事業費として13億5,800万程度予算化をしておるということです。先程言われたように光ファイバーを使ってネット環境をよくするということが一つ、それからテレビ放送のデジタル化に対応するためだったわけです。それともう一つがですね、今これ撮っていただけてますMYTの放送もですねデジタル化で流さないと、受けられるテレビの方がデジタル対応に皆替えておられるわけですから、お宅のほうがですね。ですからアナログのままでは流せないんです。ですからテレビ放送はそのまま受けてデジタル化で流しますけれども、MYT

はですね、今ずっと使っていた機械がありまして、それをね機械がもったいないからできる限り使おうとしたわけです。ところがですね現実問題としてやはりデジタル化をしないとだめだと、じゃ今のアナログ機械はどうして使えるんだと言われるでしょう、アナログで撮ったものを信号的にデジタルに変換をして流して使うという方法もあった。ですから2億円相当のお金をですね節約をしようと思ったんです。市はですね、できるだけお金がないですから節約をして使えるものなら使おうというふうにしたんですけれども、現実的にやはりかなり厳しいなということがわかりましたので、一番当初に議会にご理解いただいて予算化をしたとおりで執行させていただきたいというのが今回の上程案でございます。以上です。

委員長（荒山光広君） よろしいでしょうか。それではその他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） それではこれより議案第20号美祢市有線テレビ高度情報化整備工事の請負契約の一部を変更することについてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（荒山光広君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案15件につきまして審査を終了いたしました。

その他の項に入りますが、その他委員の皆様から何かございましたらご発言をお願いいたします。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 平成19年度の美祢市水道事業会計決算概要のあれ、訂正を皆さんに言うた。（発言する者あり）

持っておられたらちょっと出して、2ページ目にですね、資本的収支のことが書いてあって最後に差し引き補填財源額と書いてあります。表現がちょっと適切でないんで訂正してもらったらと思うんですね。

委員長（荒山光広君） はい、矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） 2ページ目の下なんですけど、19年度補填財源使用額と訂正していただければ。

委員長（荒山光広君） 使用額ですか。（発言する者あり）この件よろしいですか。皆さんおわかりでしょうか。差し引き補填財源額というところを、差し引きりません、補填財源使用額というふうに修正をお願いします。

その他皆さんのほうからございますか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 人事に関することなんですけど、合併をして新市になって新しい職員の体制がとられているんですね。往々にして人事ちゅうのはトップの権限であるが、特に職員の昇級、昇任が適切でなければ新しい市にふさわしいしっくりした職務を遂行する、仕事をするできないと思うんですね。そういった点で美祿市の本庁、それから衛生組合、一市二町の時点は衛生組合だったんですが、今は直接の業務になっておるんですね。それから消防も一市二町の組合だったんですが、それが今美祿市では直接の市の直営で管轄するというでそれぞれの現場における昇級や昇任の制度がどうなっているのか。この辺をまずお尋ねをしたいと思います。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間敏君） 一般職員の昇級、昇任等につきましては市長部局については市長が任命すると、それから議会事務局、選挙管理委員会の事務局、監査委員会、教育委員会等はそれぞれの委員長が任命するというふうになっております。消防につきましては市長の承認を得て消防長が任命するという制度になっております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 例えば昇級であれば少なくとも昇級の適切な制度があるだろうと思うんですね。それからもう一つは昇級、昇任ですね。それぞれのポジションに上がるということが少なくとも市長のトップの専決事項であるならば、それが公平で公正なものであるのが私は当然だと思います。公平公正を維持するためにどのような制度が設けられているのか。好き勝手にやりよるから不公平であったとしても多少のことは気にしないでやっているというならこれ以上議論する必要はないと思うんですが、とりわけ新しい市になって長年のつきあいじゃから俺のほうがちよっと先に昇級したからおまえちょっと辛抱しちよけえやということがとおればいい

けど、そのなかなかしっくりいかない部分もあるし、それが長い間放置されると歴然とした差別を生み出すことにもなりうるということで、あえて合併をして約5ヶ月ですが一定の議論をしながら問題があれば整理する必要があるのではないかと思ってるんです。総務部長で答えにくければそのトップがお答えなるにしてもいいんですが、私がまず聞きたいのは制度的に公平公正さを維持するために適切な制度、例えば昇級、昇任試験制度があるとかいうのがあれば具体的に説明をしていただきたい。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） 只今の南口委員のご質問ですけれど、委員さんご指摘のとおり職員の昇任、昇格、昇級等につきましては公平公正に行わなければならないのは第一命題でございます。公平公正さをどうして保っていくかということですが、旧一市二町それぞれの団体におきましてもそれぞれ人事評価等行われていたと思いますけれど、この度合併いたしまして新市といたしましても新たな勤務評価を当然しなければならないんですけれど、国のほうの制度改革としまして来年平成21年度からの施行といたしまして新たな人事評価制度の導入が図られようとしています。美祿市といたしましても来年度からの新たな人事評価制度の導入に向けて現在諸作業を進めているわけですけれど、いきなり新しい制度を導入するということはなかなか評価する側される側のこともありますのでいきなりというのはちょっと難しいところもありますけれど、他市の新たな導入の傾向を見ても初年度は管理職を対象として新たな人事評価制度を行い、2年度目からすべての職員を対象に行っていくということが国の制度改革に基づいて各地方公共団体が行おうとしている現在の状況です。美祿市といたしましてもそういう状況に合わせてですね、今後公平公正さを保つための人事評価制度を確立していきたいというふうに考えております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） ある程度適正な個人の能力の評価も含めて、今後新たに必要なものは制度的に取り入れながら公平公正さを維持したいと。そこでお聞きするんですが一般的に民間であれば昇級、昇任制度、公務員でも特に自衛隊、警察、消防、更に海上保安庁、これは昔の軍隊で言えば非常に危険が伴う仕事なんですね。危険、本当に命がけでせんにゃあいけん業務なんですけど、そうした職場の中で最も

適正に事業を進めようと思えば、市長なり、私が決めてもええけど、誰が能力があって誰がこうだからこねえしたとか、いうことだけでは全職員に通用しない場合があるんですね。そうした点で考えるならば今美祢市の一般職も衛生の職場であろうが消防の職場であろうが昇任、昇級制度という試験制度というものの制度的なものは運用されているんですか、いないんですか。

委員長（荒山光広君） はい、波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） ただいまのご質問の昇級、昇任に伴う試験制度ということは現在運用はいたしておりません。

委員長（荒山光広君） はい、金子消防長。

消防長（金子正治君） 消防につきましては昇任試験を年1回実施しております。これによりましてそれに合格した者が上級の階級になるということで、今美祢市消防本部におきましては消防士から消防監まで7階級を用いております。それぞれ階級は課長、所長とか係長とかそういう補職とリンクさしておりますて、そういう役職に就くには昇任試験に合格しないと就けないというふうなことになっております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 私議員なったのが平成3年なんですけど、まだ平成3年の当時は職員の採用について正確かどうかは別にして、行政用語で言えば情実人事と、大分県の教員採用じゃないけど、そういうものが何となく言葉としてまかりとおっちゃった。率直に当時の牛尾市長に職員の採用の時に頼まれればそれなりに、まあこれ市長の裁量権ですから、金銭授受さえなけんにゃあそれがたとえ情実人事であったとしても違法かどうかはまた別問題なんです。ですから頼まれれば入れると。ところがそれは民間の会社でも難しいんですけど、特殊な必要とする部門に必要とする人間をただ単に職安で募集したけえって、その人がその職業に適応しちよるかどうかつちゅうのは一緒に働いて少なくとも一年くらい経過せんにゃあその人の個人能力ちゅうのはなかなか測り難い。ですから単に職員採用するのにどういう採用の仕方をしちよるかと尋ねた。頼まれたから入れたけえって別に法律に違反するわけじゃないですから。ところが公平公正にということであれば牛尾前市長が答えられたのは試験を受けたら上から順番に定員数に足るように採用していると。と同時に二次試験は健康問題があるから市立病院である程度の診察を受けてもらって、そ

れに何らかの障害がない限りは少なくとも私が在任中は上から順番にとって、ある程度の面接をした上で全部採用されていますと、自信をもって答えられたですね。ですから一般職も含めて試験制度があるわけ、それをセンターに出して戻ってきた成績に応じて面接をする前に市立病院で健康診断してと、いう制度的にきちっとわかりやすくなっちょるんですね。でその後の今度は働きながらの昇級や昇任は当然ある程度市長や副市長や総務部長やそれぞれの所管の人たちが総合的に検討しながらということになってくるんだらうと思うんですが、そこで少なくとも今の市長はまだないわけいね経験が。（発言する者あり）今年あるんか。そこで市長にお尋ねをしたいんですが、牛尾市長の時には非常に私にわかりやすく答えられたんです。センター試験に出して上から順番にと。ただその当時、少し前に宇部市で事実あったんですけど、成績が第3番目なのに20何人採用されるのに落とされちゃった。それで市長が気がつかなかったと、いうのを公式に謝罪をしてきちっとやり直した例があるんです。ですから消防も含めて昇任試験を受けて合格すればきちんと一次試験で合格すれば順当にそのポジションに就けているということがどうなのか、それともいや私のポリシーでこうこうこういうやり方で新たに変えていこうと思っているのかどうなのか、そこも含めて一般職も消防の現業職も含めてきちんとした見解をいただきたいと、これは美祿市の将来に禍根を残さないためにもお願いします。

委員長（荒山光広君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 武田信玄が人は石垣、人は城ということをおられたけれど、私も本当にそうだと思います。この組織というのはですね人の力によって成り立つものでありますし、人の力次第で力を発揮するか次第でというのが変わってきます。これはひいて言えば美祿市民の方々に対するサービス、福祉の向上等含めてですね、直接的に影響があるということでございますので、この人事に係ることというのは非常に大きな意味を持っておるといふふうに私は思っています。今まず採用のことを話されましたね、私ももうその経験ございます。全く情実作為をすることはありません。どなたが見られても客観的に上位から採用させていただきます。これはですねもちろん決められた試験に基づく点数、それから職場の適用能力とかいろんな試験があります。それ皆点数化します。それから物事を論理的に考えるか、やれるかどうかということで作文なんかも実施いたします。それらを総合的に

ですね全部適正な点数化をしまして、上位からきっちり採ってまいります。ですから先程お金もらわんやったら市長が勝手に、例えば10人受けられて下から8番目が好みのタイプやから入れるとかいうことがあるんじゃないかとおっしゃいましたけれども、もらうもらわんに関わらずそんなことはいたしません。どなたが見られても間違いのない形でやらしていただきたいと思います。それとですね、そのあとのこの昇進に関わること、これまた非常に難しい面がありますよね。Aという人が働いておる職場がその人に実はあまり適正がなかったという方、それが違う職場に行ったら非常に力を発揮すると、いろんな面があります。ですから総合的な面を勘案をして昇任をさせる必要があります。また人を動かしてみる必要もあります。どういうものが向いているかということもですね、それからその人が持っている適正能力をですね、十二分に、10の力があればですね実は12ぐらいの力を発揮していただきたいというふうに私は市長として思っておるんですが、それをもって昇進、昇任を考えております。それも私が最終的に決断をして人事をおこして、人事権持ってますからやりますけれども、やはりいろんな人の意見、それから私が見た面、いろんな面を考慮して適正な昇任を実施したいと、来年も大幅にやろうと思っておりますけれども、やらせていただきます。今消防に関してはですね、直接人の命を預かる仕事、大変な仕事ですね。ですから今消防長がお答えを申し上げたように別段に法で定められたクラスを上がっていく試験があります。それを得て市の消防本部が持っている職階にリンクをさせて上げているということ。ですからこれも情実が入る余地はありません。適正にやっておりますのでその辺は、委員さんのご質問ですけれども市民の方に堂々と言い切ることができます。以上でございます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 非常にわかりやすかった。じゃあ消防長に最後お聞きするんですが、過去も含めて昇任試験制度が実施されているということであれば、昇任試験に合格をした人は必要に応じて適切なポジションに階級として引き上げられているということによろしいでしょうか。

委員長（荒山光広君） はい、金子消防長。

消防長（金子正治君） 只今のご質問でございますけれども、一応階級の昇級のいろいろ今試験は士長、消防司令補、司令、三つの階級の試験がございます。一応これに合格した者が第一の昇任昇格の条件です。でその他今まで組合時代は年に2回

勤務評定というのをやっておりました。評定者につきましては所属の係長、または小隊長が評定します。そして調整は課長、署長等がやっております。その勤務評定と経験年数、あるいは年齢等総合的に考慮いたしまして昇任昇格を決定をしております。以上です。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） そうすると昇任試験制度っていうのが制度的に過去年2回やっていたと。そうするとそれは試験の採点は外部に委託して採点をしていたということじゃないんですね、内部試験なん。

委員長（荒山光広君） はい、金子消防長。

消防長（金子正治君） 試験は山口県消防吏員昇任試験委員会というのがございまして、県内の13本部の消防長が委員になっております。出題につきましては、以前はそれぞれの消防長が問題を作っておりましたけど、今は外注に委託した問題を使用しております。それぞれ消防長がですね、今科目が社会常識、消防実務、消防関係法令、論文と4科目ございまして、それぞれ13本部の消防長がそれぞれの階級科目を持っております。採点につきましてはその担当したそれぞれの消防長が採点をして、総合的に採点したものをそれぞれの消防長がいただいて、その結果を出すというようなことでございます。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） そうすると合格をしたらそのセンターから合格通知書のようなものが消防なり職員に送付されることになるんですか。

委員長（荒山光広君） はい、金子消防長。

消防長（金子正治君） いえ、それはございません。昇任試験の合格通知はそれぞれの消防長がしております。

委員（南口彰夫君） ちょっとよくわからんですけど、例えば私がその10年ぐらい前に消防に入って試験受けて合格したと、で合格したかどうかは本人にはわからんですか。

委員長（荒山光広君） はい、金子消防長。

消防長（金子正治君） 昇任試験に合格した者については消防長から合格通知書というものを交付しております。

委員（南口彰夫君） 合格通知書は消防長が発行するちゅうことなん。そうすると

本人がそこでわかると、そうして合格した者は一律全員が昇任で一階級上がるということにはなるんですか。

委員長（荒山光広君） はい、金子消防長。

消防長（金子正治君） 組織上いろいろポストがございますんで、ポストが空いた時点で役職に応じた階級ということで昇任をいたしております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） そうするとその昇任試験を受けて合格をしたがそのポストが、役職に応じてポストが、上が空いたらそこに座れるが、ポストが空かなければ順番待ちになるんですかね。

委員長（荒山光広君） はい、金子消防長。

消防長（金子正治君） そうということです。

委員（南口彰夫君） もう一度念を押しますよ。ポストが空いたら順番待ちですね。昇任試験で。

委員長（荒山光広君） はい、金子消防長。

消防長（金子正治君） 先程も申し上げましたけど昇任試験に合格が条件と、それとポストが空いた場合には勤務評定がございますして、その勤務評定と勤続年、あるいは年齢等総合的に考慮いたしまして昇任昇格をいたしております。

委員長（荒山光広君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） わかりました。制度的に一般職とは大きく異なるのは、昇任をする際に本庁の職員は昇任試験ちゅうのはないんですね、ところが消防は消防のセンターのほうに昇任試験を受けてその上で合格した者がそのポジションの空きに応じて一階級なり二階級昇任をしていくと。ただしその中で勤務評定を別途するということになるん、勤務評価を。一番わかりやすいのは受けたら、合格すれば一階級上がれると。上がれば給料はどうなるんかは別にして、ところがそれとそのセンターから持ってきた試験で合格をして合格通知を本人に通知するが、ところが今度それとは別の形で勤務評価をした上で昇任させるかどうかを検討する余地が別にあるんだという説明なるんじゃないか。

委員長（荒山光広君） はい、金子消防長。

消防長（金子正治君） 試験に合格する職員はたくさんございまして、一度に全部昇任することできませんので、空いたポストに応じましてその時勤務評定等総合的

に考慮いたしまして決定をしております。

委員（南口彰夫君）　そこでねさっき説明されたのは階級が七階級あると、それとよく消防長や課長とか係長とか呼ぶでしょ、そのポジションと階級は一体的なものなんですか。

委員長（荒山光広君）　はい、金子消防長。

消防長（金子正治君）　美祿市消防本部の組織に関する規則というのがございます。これによりまして例えば課長は消防司令以上の者をもって充てる、係長は消防司令補以上の者をもって充てるとかそういう規則規定がございまして、それに応じてやっております。

委員長（荒山光広君）　はい、南口委員。

委員（南口彰夫君）　その規則はその例規集の中に書かれちよるん。

委員長（荒山光広君）　はい、金子消防長。

消防長（金子正治君）　例規集に載っております。

委員（南口彰夫君）　そうするとある程度の階級の幅があるがその階級にあわせてそれぞれのポジションに就くことができるという条例、規則に定めて対応していると。そうすると消防長の意見からすると、少なくとも消防長が経験してきた中では公平公正に職員の昇任試験制度とあわせて職員の昇任を対応してきたということになるんですね。

委員長（荒山光広君）　はい、金子消防長。

消防長（金子正治君）　適正にやってきたと確信しております。

委員長（荒山光広君）　はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君）　ちょっと南口委員と消防長のやりとりを聞きながら一般論でお聞きしたいと思うんですけど、最近の企業というのは非常に原材料高ですね厳しい経営環境に追い込まれていると。その中でどうしても経営にですね一番求められているのは質の高い労働力、いわゆる企業経営の昔は三つと言われてたんですよ、人、物、金。今は人、物、金、プラス情報なんですね。これを行政に置き換えたら、職員の資質と行政施策と財政と情報と、こう読み替えてもいいと思うんですよ。その中で職員の資質向上、合併後今過度期にあるわけですから人事考課も、人事評価と言われたんですけど私は人事考課と、考えるほうの考課ですね、人事考課のやり方は幹部のみをとという考え方をもちのようですが、人事考課はするほう

が実は考課されているんです。これはご存知だろうと思います、人事考課を勉強された方はですね。ですから幹部をまずやるということは幹部の方が下の方をやらないと幹部の評価できないんです。これはかつて実例があるんです。自己評価の非常に高い人に人事考課さしたらですね、5点を満点としましたら3点以上点をつけないんです。全部2なんです、ひどいものになると1つけるんですね。それはなぜかというとその人が非常に自分の自己評価が高いんです、自分ではできないのに人ができるのはやっぱり評価しないんです。ですからその辺ですね、私は是非幹部だけやるんじゃなくて幹部の皆さんが下をやるということによって幹部の皆さんの人事考課をすると。これ種明かしちゃうと実はうまくいかないんですが、一応種明かしたいと思います。ただ申し上げたいのは資質向上、いわゆる自己研鑽する機会均等が公平に与えられてるかどうか、ちょっとさっきから話いろいろと聞きよるとですね、段々こっちも迷路入っちゃったんですが、そうしたその機会均等をきちんと与えられるような、そして人事考課が適正に行われて昇任、昇格そういうものがきちんと構築されているかどうか、これがやっぱり合併後の今一番大事な過度期における作業だろうと思うんですね。その辺で過去、今お聞きしよったら消防署に何かあったんかなあと思ったんですが、消防長のお答えからするといくら係長にしようと思ってもその席が空かない以上係長できませんよというような答え方だったと思うんです。それはまあ当然だと思いますよね、同じ課に係長三つも四つも作るわけには行きませんか。ただなれる資格はあるということだと思うんですね。ですからその辺でやはり今後人事考課、それから自己研鑽の機会均等こういうものをきちんとできるような、是非ですね早く手にかけていただきたい。これを僕要望して終わりたいと思うんですね、さっきから話聞いてて、以上です。

委員長（荒山光広君） はい、よろしいですか。その他皆さんのほうから何かございますか。

はい、ないようでございましたらこれにて本委員会を閉会いたします。長時間慎重審査ご協力誠にありがとうございました。どうもお疲れでございました。

午後5時24分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年9月10日

総務企業委員長

荒山光宏